

学 校 教 育

1 学校教育指導の方針と重点

方 針 郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

課 題 確かな学力の育成と心の教育の充実

重 点

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 授業の充実 | 2 道徳教育の充実 |
| 3 特別活動の充実 | 4 体育・健康教育の充実 |
| 5 生徒指導の充実 | 6 キャリア教育の充実 |
| 7 特別支援教育の充実 | 8 環境教育の推進 |
| 9 国際化に対応する教育の推進 | 10 情報化に対応する教育の推進 |
| 11 研修の充実 | 12 複式教育の充実 |

特に推進すべき事項

確かな学力を身に付ける授業づくり ・ 学力の実態把握と組織的対応 ・ 目指す資質・能力を明確にした主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善 ・ 学ぶ意欲と学習習慣の確立	豊かな心と健やかな体の育成 ・ 心の教育の充実と命を守る体制の強化 ・ 健康・体力の保持増進 ・ 自己の生き方を考える機会の充実	教職員としての資質能力の向上 ・ 個々の意識改革と組織力の向上 ・ 校内研修の充実と活性化 ・ 研修への積極的参加と研修成果の共有 ・ 教育公務員としての自覚
--	---	---

方針について

青森県教育委員会では、学校・家庭・地域社会が一体となって、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を目指しています。その中で、学校教育では、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の育成を重要な教育課題としています。

そこで、青森県教育施策の方針や青森県教育委員会の「施策の柱」（令和5年度）、さらに管内の状況等を踏まえて、令和5年度西北の学校教育指導の方針を、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。」としました。

児童生徒が、新しい時代を切り拓く人財として成長するためには、児童生徒の向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志を抱くことができるような教育が大切です。また、一人一人の特性等を十分理解し、それぞれのよさや可能性を伸ばして、自ら学び自ら考える力などの確かな学力、人権を尊重するとともに他人と協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性、困難を乗り越えていくたくましい心と健康や体力など、「知・徳・体」をバランスよく身に付ける教育が必要です。

このような教育の実現に向けて、各教科等の目標や内容について示された「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった育成すべき資質・能力を、各教科等間の横のつながりや、幼児教育から小・中・高等学校、さらには、大学等との縦のつながりの見通しをもって、児童生徒に身に付けさせていくことが大切です。今後は、各学校が、横と縦のつながりを意識しながら、自校の特色に応じた教育課程を編成していくことが重要です。

課題について

「確かな学力」について、各種の調査結果から、管内の児童生徒の学力は、小・中学校ともに多くの教科で概ね良好ですが、思考力、判断力、表現力等については、更なる指導の工夫が必要な状況にあります。このことから、各校においては、学習の過程や成果の的確な把握と指導改善につながる評価の工夫とともに、学習指導要領の趣旨を踏まえ、目指す資質・能力を明確にした主体的・対話的で深い学びを実現する授業の質的改善に日常的に取り組み、地域や児童生徒の実態に即した特色ある取組を充実させ、「確かな学力」を育成することが望まれます。

また、「心の教育」については、児童生徒指導状況報告から、不登校児童生徒数の割合が増加しており、小学校・中学校ともに長期化の傾向が見られます。その他に暴力行為、インターネットやSNSを介したトラブルの発生などが依然として憂慮される状況にあります。これらの背景としては、基本的な生活習慣の乱れや規範意識の低下、学習不適應、コミュニケーション能力の不足等が考えられます。改善に向け、今後も教育活動全体を通じて道徳教育や生徒指導の一層の充実を図ることが重要です。いじめの認知件数及び指導件数は、中学校では減少したものの小学校では増加傾向にあります。引き続き「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、積極的な認知と組織的な対応に努めることが必要です。また、児童生徒が主体となった取組を含めたいじめの未然防止の活動や、早期発見するための児童生徒や保護者に対する定期的な調査及び解消までの確実な指導をお願いします。

重点について

西北の課題である「確かな学力の育成と心の教育の充実」を解決するため、学習指導要領の趣旨、青森県教育委員会の「学校教育指導の方針と重点」、西北の現状等を踏まえ、今年度も12の重点を設定しました。自校の実態を踏まえて指導の改善を図るに当たっては、各重点における指導項目と留意すべき内容をご確認ください。

また、各学校においては、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のため、教科横断的な学習を充実することや「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善が求められており、これらの取組の実現のためには、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、外部人材等の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが必要です。さらに、教育課程を介して学校教育の目標を社会と共有し、社会との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることが求められています。

- 1 **授業の充実**は、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を通して確かな学力を育成することを目標とし、指導計画の整備や、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化、一人一人の学習の過程や成果の把握や指導の改善につながる評価の工夫、体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫、子どもの学びを支援する学習環境の充実などの重要性から設定したものです。
 - ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
 - イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化
 - ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
 - エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
 - オ 学校図書館やＩＣＴなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実
- 2 **道德教育の充実**は、幼児児童生徒の道德性の育成を図るため、道德科だけではなく、教育活動全体を通じて、さらには、幼稚園・小・中・高等学校の学校段階ごとに、発達の段階に応じた指導の充実に努める必要があることから設定したものです。
 - ア 道德教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
 - イ 道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
 - ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実
 - エ 道德科における学習状況及び道德性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫
- 3 **特別活動の充実**は、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、必要な資質・能力の育成を図り、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるようにすることが大切であり、各教科等との連携を図りながら、意図的・計画的な指導の充実に努める必要があることから設定したものです。
 - ア 自主的な態度を育てる学級活動の工夫
 - イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
 - ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
 - エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫
- 4 **体育・健康教育の充実**は、一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める必要があることから設定したものです。
 - ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
 - イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
 - ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
 - エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実
- 5 **生徒指導の充実**は、自発的、自主的活動を促し、一人一人の子どもの望ましい社会的自己実現を目指す教育活動の充実に努める必要があることから設定したものです。
 - ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
 - イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実
 - ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
 - エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
- 6 **キャリア教育の充実**は、児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を育成する必要があることから設定したものです。
 - ア キャリア教育指導体制の整備・充実
 - イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
 - ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- 7 特別支援教育の充実**は、発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じて、校内支援体制の整備と学校間及び関係機関との連携による計画的、組織的な支援の充実に努めることが必要であることから設定したものです。
- ア 校内支援体制の充実
 - イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
 - ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
 - エ 交流及び共同学習による相互理解の促進
- 8 環境教育の推進**は、環境保全が人類共通の地球的な課題となっており、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」において、子どもころからの環境教育を重視していることを受け、環境に対する豊かな感受性や見識をもって行動できる人間の育成が急務となっているため、環境教育を一層推進していく必要があることから設定したものです。
- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
 - イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
 - ウ 環境にかかわる体験活動の充実
- 9 国際化に対応する教育の推進**は、グローバル化が急速に進展する社会において、児童生徒が、生活している地域や郷土を理解し、広い視野で異なる文化や習慣をもった人々と外国語を通じて主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を育成する必要があることから設定したものです。
- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
 - イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
 - ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進
- 10 情報化に対応する教育の推進**は、情報を主体的に捉え、考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑むことがますます重要になるとともに、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしいインターネット上のルールやマナー、情報モラルを身に付ける必要があることから設定したものです。
- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
 - イ 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進
 - ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
 - エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実
- 11 研修の充実**は、教職員の資質向上が教育活動の改善・充実を図るための基盤となること、学習指導要領の実施に向けた研修体制の充実が必要であることから設定したものです。
- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
 - イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
 - ウ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実
 - エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
 - オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進
- 12 複式教育の充実**は、管内の複式学級において目指す資質・能力を明確にするとともに、確かな学力を育成し、生きる力を育む指導の充実を図る必要があることから設定したものです。
- ア 指導体制の整備・充実
 - イ 少人数や地域社会の特性を生かした教育活動の充実
 - ウ 効果的な学習指導の推進
 - エ 研修の充実

特に推進すべき事項について

各学校が課題解決のために特に推進すべき事項として、「確かな学力を身に付ける授業づくり」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「教職員としての資質能力の向上」の3つを掲げました。

1 確かな学力を身に付ける授業づくり

(1) 学力の実態把握と組織的対応

確かな学力を育成するためには、自校の学力の実態を的確に把握することが不可欠です。そのため、標準学力検査及び県の学習状況調査等の結果分析により、指導上の課題を明らかにすることが大切です。その上で、対策の明確化を図り、全教職員が共通理解して指導に当たることが重要です。

児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが大切です。

(2) 目指す資質・能力を明確にした主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善

教育活動の中核は日常の授業実践にあり、確かな学力を育成するためには、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に継続的に取り組んでいくことが必要です。そのため、本時のねらいを明確にするとともに、解決の見通しをもたせ、児童生徒の協働的な学習活動とその時間や単元の学習を児童生徒自身が振り返る活動に取り組ませ、次の学習や生活に役立つようにし、「分かる」喜びと「できる」達成感・成就感を味わわせる工夫が大切です。その際、目指す資質・能力を明確にし、言語活動を多様に取り入れ、思考力、判断力、表現力等を養う場や学習内容の定着を図る場を設定するとともに、身に付けた知識や技能を活用する学習活動を充実することも大切です。(P. 32～33参照)

評価に当たっては、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることが大切です。また、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすることも大切です。

授業改善を進めるに当たっては、学校全体で取り組むことが重要であり、児童生徒がどの教科の学習においても、主体的で協働的な学習活動と振り返る活動に取り組むことができるよう、教科の垣根を越えた授業設計が必要です。各教科等の年間指導計画を、児童生徒の学力の実態を反映したものにするため毎年見直して修正したり、昨年度の指導の反省を今年度の指導改善の視点として生かしたりすることが大切です。さらに、適切なカリキュラム・マネジメントによって、学習と体験を結び付けたり、学び直しが必要な内容に関して手厚く授業時数を設定したりするなど、実態に即した柔軟で実効性ある計画の作成と実施が求められるところです。

(3) 学ぶ意欲と学習習慣の確立

確かな学力を育成するためには、児童生徒一人一人の向上心や学ぶ意欲を育み、日常の授業で成就感を味わえるように授業づくりを工夫するとともに、学習習慣の確立について家庭と連携することが必要です。

学習習慣を確立するためには、小・中学校の連携のもと、家庭学習も含めた学び方の指導について共通理解を図り、継続して取り組むことが必要です。その際、授業と家庭学習との関連に配慮するとともに、家庭学習について学校の方針等を家庭へ積極的に情報提供し、理解と協力を得ながら連携を密にしておくことが大切です。

2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 心の教育の充実と命を守る体制の強化

豊かな人間性を育み、心の教育を充実させるためには、道徳科を要として学校の定める道徳教育の重点目標と関連させながら教育活動全体を通じた道徳教育を推進することが大切です。道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備と、児童生徒の発達の段階や実態に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進などにより、心に響く道徳教育の一層の充実を図る必要があります。このことを通して、他者との関係を調整する力やコミュニケーション能力の育成、基本的生活習慣の定着、自制心や規範意識の醸成、他を思いやる心や多様性を尊重する心の育成を図ることが重要です。

また、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、教育相談を充実させ、日頃から心の結び付きを基調とした指導を行うことが必要です。

特に、不登校児童生徒数の割合の増加や長期化傾向は、生徒指導上の大きな課題となっています。不登校になった児童生徒に対しては、学校や家庭、必要に応じて関係機関と情報を共有し、支援シート等を活用して組織的・計画的に個に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが大切です。また、事後的な取組に先立ち、不登校が生じないような学校づくりを目指すことが重要です。(P. 41参照)

児童虐待については、児童相談所への相談件数が増加するなど、依然として極めて深刻な状況です。学校に対しては、日頃から子どもたちに接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの役割が課されており、児童虐待への適切な対応と未然防止への対策が求められています。(P. 43参照)

とりわけ、児童生徒のSOSを受け止めることができるよう、小・中学校の連携はもとより、保護者や地域住民、関係機関等と連携した協働的な指導体制の強化と自校の生徒指導体制の日常的な点検が重要です。

(2) 健康・体力の保持増進

多様化している子どもの心身の健康問題に対応し、生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが大切です。このため、新体力テストや各種健康調査等を定期的実施するなどして、自校における児童生徒の実態を把握するとともに、課題改善への取組を見直し、全校で継続的に実践していくことが大切です。

また、健康的な生活習慣や運動習慣の確立に向け、体育科・保健体育科の充実や体育的行事等の工夫はもとより、他教科等との関連を図りながら、学校における教育活動全体で取り組むことが求められます。

さらに、家庭や地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒の発達の段階に応じた食育の推進や安全に関する指導の工夫に努めることも大切です。

(3) 自己の生き方を考える機会の充実

児童生徒が自分自身を見つめ、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自分の特徴に気付き、自分らしい生き方を実現していこうとする態度を育成することが求められています。

このような態度を育てるためには、全教職員がキャリア教育の意義や目的などについて共通理解を図り、キャリア教育の全体計画や年間指導計画を基に、特別活動の学級活動を要として教育活動全体を通じて計画的、継続的な指導を行っていくことが大切です。将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められます。

体験活動は、自信や自己有用感の獲得、働くことや学ぶことへの意欲の向上など様々な効果が期待されます。より高い教育的効果を得るためには、それぞれの体験活動を一過性のものに終わらせることなく、ねらいを明確にし、キャリア教育の視点から、他の教育活動と関連付け、事前・事後の指導を工夫することが大切です。

3 教職員としての資質能力の向上

(1) 個々の意識改革と組織力の向上

家庭や地域から信頼され、期待に応える学校づくりを推進するためには、教職員一人一人の意識改革が求められます。県教育委員会が策定した「教員の資質の向上に関する指標」(P.18)を踏まえ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指し、自発的かつ効果的・継続的に学び、意欲をもって自己の資質能力の向上に努めることが大切です。

また、活力ある学校づくり及び充実した教育活動を展開するためには、全教職員が自校の教育課題を共通理解し、一人一人が学校運営に積極的に参画することが求められており、校長を中心とした運営体制を確立し、学校の組織力を高めることは、極めて重要です。

(2) 校内研修の充実と活性化

校内研修が教職員の資質能力を高める上で基盤となるものであることを、一人一人が十分認識する必要があります。校内研修の充実のためには、校内研修体制の整備に努め、時代の要請に迅速・的確に対応するため、学習指導要領の趣旨等の理解や児童生徒理解、特別支援教育や環境教育、キャリア教育、いじめや不登校、児童虐待等の今日的な教育課題に対応した研修を深め、その成果を日常の教育活動に十分活用するよう努めることが大切です。

特に、校内研究においては、学校の教育課題解決に向けた実践的研究を充実させるため、授業の見直しと改善に努め、校内研究の日常化を図ることが大切です。

また、コンプライアンス（法令遵守）に係る研修、教職員のメンタルヘルスの向上に係る研修等を実施する機会を適切に設け、ワークライフバランスに配慮した良好な勤務環境のもとで教育活動の活性化を図ることが求められます。

(3) 研修への積極的参加と研修成果の共有

これからの社会で求められる教員は、社会からの尊敬・信頼を受ける教員、思考力、判断力、表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、同僚と協働し、地域と連携して困難な課題に対応する教員であると言われています。このため、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、教員自身が探究力をもち、学び続ける存在であることが大切です。

また、社会の様々な要請に応えることができるよう、各種研修会へ参加したり、独立行政法人教職員支援機構（N I T S）が運営する各種研修動画を視聴したりするなど自ら積極的に資質能力の向上に努めるとともに、研修で得た成果を紹介し合ったり、日常の教育活動へ活用したりして、より一層、研修成果の共有を図ることが求められます。

(4) 教育公務員としての自覚

公務員は、公共の利益のために勤務していることから、一般の方々以上に厳しい、高度の行為規範が求められています。特に、児童生徒の教育に携わる教育公務員は、他の公務員に比べてもさらに高い倫理観が求められるとともに、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める必要があります。

西北管内においては、ここ数年の間に、度重なる非違行為が発生しています。教職員一人一人が共通認識をもって非違行為の根絶に取り組むことができるよう、県教育委員会から発行された「教職員の非違行為根絶のための研修用資料ー子どもたちから信頼される教職員であるためにー（平成28年3月）」を校内研修等で用いるなどして、「個人情報漏えい」「わいせつ行為」「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「公金等の不正経理」「体罰」「交通事故・違反」「飲酒運転」の発生の要因や防止のために取るべき対策について、意識を共有し、非違行為を防止することが求められます。

本県のめざす教員像

- 教育者としての使命感や誇り、責任感もち、教育活動に当たたる教員
- 学び続ける向上心をもち、常により良い実践を追い求める教員
- 高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員
- 豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わることができ教員
- 児童生徒が生まれていく未来社会を見据え、教育課題に挑戦し続ける教員
- 家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

教員の資質の向上に関する指標

キャリア ステージ		採用時		形成期		向上・発展期		充実期	
説明		観点		初任からおおむね採用 5 年目まで		おおむね採用 6 年目から 15 年目まで		おおむね採用 16 年目以降	
観 点		教員としての素養		教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。		実践力を高め、初任者等へ助言する。分掌組織の一員として貢献できる力を身に付ける。		専門性を高め、他の教員への助言・支援等、指導的役割を担う。校務分掌等の運営における中心的な役割を担う。	
人 間 力	観 点	・教育的愛情と責任感、子どもの権利※1への理解と高い倫理観、教職に対する使命感や誇り ・豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力 ・社会の変化や本県教育課題にに対し、常に学び続ける探究心及び向上心		・主体的・対話的に深い学びの実現に向けた授業づくり(計画・実践・評価・省察・改善)		・専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導 ・児童生徒に身に付けさせる資質能力の設定と評価方法の工夫及び実態把握に基づいた授業の改善 ・自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言		・高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導 ・授業に関する深い省察と継続的な新しい知識・技能の習得に基づく授業の改善 ・学校全体の授業力向上につながる取組の推進と指導的役割 ・緊急時の救急体制や心のケアの支援体制づくり、保健管理に関する指導的役割 ・学校全体に関わる保健教育の計画の作成、実践、評価、改善への参画	
		・保健管理に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健教育に関する基礎的・基本的な知識・技能 【養護教諭】		・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導 ・児童生徒の成長や発達についての理解 ・生徒指導上の課題及びキャリア教育についての理解		・保健情報を活用した健康課題の解決に向けた組織的な対応 ・児童生徒の実態に基づいた保健教育や啓発活動の推進 ・学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり		・学校給食を生きた教材として組織的に活用する際の指導・助言 ・関係機関等と連携した対応、専門性を生かした指導・助言	
		・児童生徒の育成や発達についての理解 ・生徒指導上の課題及びキャリア教育についての理解		・児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導 ・児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育む指導 ・保護者や他の教職員と連携した継続的な指導や支援		・児童生徒に関する多面的な情報収集と学年・分掌の連携による取組の推進 ・児童生徒の社会性を育むための教育活動全体を通じた取組の推進 ・保護者や関係機関等と連携した継続的な指導や支援		・学校全体の生徒指導及びキャリア教育の充実に向けた組織的な取組の推進 ・教育活動全体を通して取組を推進するための体制づくりと指導的役割 ・関係機関等と連携した指導や支援のための体制づくりと指導的役割	
		・健康相談に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・児童生徒の多様性と特別な教育的ニーズを有する児童生徒への理解 ・特別な支援及び配慮を必要とする児童生徒についての理解		・健康相談の専門性等を生かした健康相談 ・実践を踏まえた児童生徒の多様性と個々のニーズ※2についての理解 ・児童生徒個々の特性等に応じた適切な指導と必要な支援、他の教職員や保護者との連携		・児童生徒の心身の健康課題の早期発見及び学校医等の専門職と連携した健康相談 ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動の推進 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援		・組織的な健康相談の体制づくりと健康課題の早期解決 ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動に関する他の教職員に対する指導や支援 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえた組織的・継続的な取組を可能にする校内体制づくり及び関係機関との連携の推進	
		・学校経営等に関する基礎的・基本的な知識・技能		・学校教育目標の理解と児童生徒の実態に応じた学級経営 ・学年主任、分掌主任、他の教職員との連携・協力 ・安全に配慮した環境整備と危機に対する報告・連絡・相談の徹底		・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営への参画 ・学年・分掌経営における課題整理と活性化に向けた工夫改善 ・学校安全に向けた点検の励行と危機の未然防止、早期発見のための組織的な取組		・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営における指導や支援 ・学校運営全般への参画と教育活動の活性化 ・学校安全の確保と危機の未然防止、再発防止に向けた組織的な取組の推進	
マ ネ ジ メ ン ト 力	観 点	・保健室経営に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健組織活動に関する基礎的・基本的な知識・技能 【養護教諭】		・保健室経営計画の作成と基礎的な保健室経営 ・保健主事等と協力した保健組織活動の企画運営への参画		・健康課題解決のための的確な保健室経営計画の作成と保健室経営活動の内容を工夫した、保健組織活動の企画運営		・保健室経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 ・保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開	
		・栄養管理及び衛生管理に関する基礎的・基本的な知識・技能		・栄養管理及び衛生管理の重要性の理解と実践 ・積極的なコミュニケーションによる良好な人間関係づくりと指導力の向上		・実態に基づいた栄養管理及び学校給食衛生管理基準に準拠した組織的な対応 ・学年や分掌における提案や立案の課題整理と事前調整		・栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割 ・他の学年や分掌との連絡調整	
		・組織の一員として求められる役割の理解		・自らの役割の理解と他の教職員と連携・協働した取組		・経験に応じた役割の理解と指導や助言		・OJT（日常的な職場内研修）の推進を図る体制づくりと指導的役割	
ICT、情報・教育データ活用能力	観 点	・家庭や地域社会との情報共有、連携・協働		・家庭や地域社会との情報共有、連携・協働		・家庭や地域社会、学校間の連携・協働		・地域的人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進	
		・家庭や地域社会との連携の重要性に関する理解 ・郷土の歴史や文化、自然等に対する理解		・ICTを活用した授業づくり ・情報・教育データを活用した個々の児童生徒の学習の改善 ・デジタル・シタズンシップ教育の理解と実践 ・校務の効率化に向けたICT活用の提案		・ICTを活用した授業改善に関する組織的な取組の推進 ・情報・教育データを活用した児童生徒の学習の組織的改善 ・デジタル・シタズンシップ教育の体系的な推進と充実 ・校務の効率化に向けたICT活用の組織的な取組の推進		・ICTを活用した授業改善に関する組織的な取組の推進 ・情報・教育データを活用した学校全体の教育活動の改善 ・デジタル・シタズンシップ教育の体系的な推進と充実 ・校務の効率化に向けたICT活用の組織的な取組の推進	

※1 子どもの権利…個人の尊重、差別の禁止、教育を受ける権利、福祉に値する権利、意見表明権・社会的活動への参画権、最善の利益の優先など

※2 個々のニーズ…発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、子どもへの貧困、ヤングケアラー、不登校児童生徒、性的マイノリティの児童生徒等

※3 基礎的スキル…端末やソフトウェア・アプリ等が更新された場合でも対応するための技術的能力

〔重点1〕 授業の充実

1 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

- (1) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じてその取り扱いに軽重を加えるなどし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるために目指す資質・能力を明確にした指導計画や全体計画等を作成する。
- (2) 諸検査等の結果を基にして、児童生徒、学校や地域の実態を適切に把握し、学習指導要領に示されている目標、内容及び時間数等の配分や各教科等の特質を踏まえた上で、日常の授業に活用できるように指導計画を作成する。
- (3) 教育活動の質の向上のために、目標の実現に必要な内容等を教科等横断的な視点で組み立てること、PDCAサイクルに基づき改善を加えること、必要な人的・物的資源等を確保・活用することを通して組織的・計画的にカリキュラム・マネジメントの実践に努める。

2 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化

- (1) 児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒の視点や思考を大切にし、興味・関心の方や予想されるつまずきなどに配慮して授業を組み立てていくために、教材研究を通して具体的な指導方法について創意工夫する。
- (2) 知識及び技能を確実に習得させるために、児童生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を既得の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活の場面でも活用できるように学習を工夫する。
- (3) 思考力、判断力、表現力等を育成するために、観察・実験やレポート作成、論述など知識及び技能の活用を図る学習活動、横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識及び技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図る。

3 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

- (1) 評価に当たっては、評価規準を設定し、単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、教師が児童生徒の学習状況を評価し指導改善に生かす評価や、総括に生かすために記録に残す評価を行う場面を精選し、「指導と評価の計画」を作成する。
- (2) 一人一人の学習意欲の向上を図り、よさや可能性を伸ばすために、自己評価や相互評価等を取り入れた多面的な評価に努める。
- (3) 指導と評価の一体化を進めるために、「児童生徒にどのような資質・能力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるように評価の工夫をする。

4 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

- (1) 児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、観察や調査活動、野外活動、学んだことを基に実践する活動等、各教科等の特質に応じた体験活動を重視した指導の工夫に努める。
- (2) 児童生徒が自分の生活体験や興味・関心をもとに主体的に課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるよう、問題解決的な学習を重視する。さらに、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を相互に関連付けてより深く理解するなど「深い学び」の実現に向けた指導の工夫に努める。
- (3) 児童生徒が自分の成長や変容を自覚し、学びの達成感やさらなる課題意識などをもつことができるよう、1単位時間や単元ごとに振り返る場面を設定する。

5 学校図書館やICTなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のため、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を計画的に活用したり、ICTなどを日常的・効果的に活用したりすることができるよう、環境の整備・充実に努める。
- (2) 学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各指導計画に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。
- (3) 校内研修等により活用指導事例を校内で共有するなどして、教師や児童生徒がICTなどを日常的・効果的に活用することができる環境を整備する。

* 参考となる資料

・各教科等における1人1台端末の活用 (https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html)	令和3年6月	文部科学省
・全国学力・学習状況調査 授業アイディア例(令和4年度)	令和4年9月	国立教育政策研究所
・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料	令和2年3月	国立教育政策研究所
・学習評価の在り方ハンドブック	令和元年6月	国立教育政策研究所
・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入実践の手引き	平成30年3月	国立教育政策研究所
・令和4年度学習状況調査実施報告書	令和4年12月	青森県教育委員会
・学びの質を高める授業スタンダード実践編	令和3年3月	青森県教育委員会
・学びの質を高める授業スタンダード	令和2年3月	青森県教育委員会

〔重点2〕 道德教育の充実

1 道德教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- (1) 教育課程全体を見通した編成となっているか、道德性を育むことが目標となっているか、自分との関わりで道德的価値について考えることができる授業であるかなどの視点から、学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解をより一層深化させる。
- (2) 道德教育の全体計画は、児童生徒の実態に応じて、学校の道德教育の重点目標を明確にし、各教育活動との関連のほかに、道德科の協力体制、家庭や地域社会との連携などについても配慮し、全教員の参加と協力により作成するとともに、PDCAサイクルを生かし、具体的な指導に生きて働くよう、活用方法を検討するなど、指導の改善・充実に図る。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育を改善・充実させるため、校長の方針の下、学校の道德教育の重点や推進すべき方向について全教員で共通理解するとともに、道德教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の整備・充実に図る。
- (4) 全体計画には各教科等における道德教育に関わる指導内容及び時期を整理したもの、道德教育に関する体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの等を別業にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとする。

2 道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 道德科の年間指導計画は、道德教育の全体計画に基づき各教科等との関連を考慮して作成する。その際、「各学年の目標、重点項目に基づいた計画となっているか」「児童生徒や学校の実態に応じているか」などの視点から改善・充実に図る。
- (2) 児童生徒が道德的価値に向き合い、自分との関わりの中で多面的・多角的に考えることができるよう、指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道德的行為に関する体験的な活動を適切に取り入れるなど、多様な指導方法を工夫する。
- (3) 児童生徒がどのような発達段階か、内容項目が発展的に指導されているか等を把握し、教員全体で共有するとともに、学校間、学年間の指導の継続性を意識した指導の充実に図る。
- (4) いじめの問題等に対応できる資質・能力を育むために、具体的な事例を取り上げるなど、適切な教材を用いて児童生徒が考え、議論するような授業の実践に努める。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 児童生徒が道德教育で培った道德性を基に、日常生活や様々な場面、状況において、適切な行為を主体的に選択し実践できるよう、家庭や地域社会との連携・協力体制の整備・充実に図る。
- (2) 家庭や地域社会との連携を深めるに当たっては、保護者や地域の人々の参加や協力が得られるよう、道德教育の方針や計画を公表・説明したり、授業を公開したり、道德教育について意見交換の場を設定したりする。
- (3) 年間指導計画の中に地域教材の活用を位置付け、郷土の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、歴史等を題材にした地域教材を積極的に取り入れる。
- (4) 地域の文化や出来事等の取材、実話、ボランティア活動や自然体験活動等の体験活動をもとにした、児童生徒の心に響く魅力的な地域教材及び素材の保存と共有、開発と活用に努める。

4 道德科における学習状況及び道德性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

- (1) 道德科の評価を推進するに当たっては、学習評価の妥当性、信頼性を担保することが重要であるため、評価は個々の教師が個人として行うのではなく、学校として組織的・計画的に行う。
- (2) 道德科の学習状況の評価に当たっては、道德科の学習活動に着目し、年度や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を把握する。
- (3) 学習の記録や作文、レポート、スピーチ、プレゼンテーション等を活用して、一面的な見方から多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道德的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための工夫をする。
- (4) 児童生徒の学習状況を把握して評価することを通して、教師が自らの指導方法などを振り返り、指導の改善に努める。

* 参考となる資料

- | | | |
|--|----------|----------|
| ・ いじめに正面から向き合う「考え、議論する道德」への転換に向けて
(文部科学大臣メッセージ) | 平成28年11月 | 文部科学省 |
| ・ 「特別の教科 道德」の指導方法・評価等について(報告) | 平成28年7月 | 文部科学省 |
| ・ 「私たちの道德」活用のための指導資料(小学校)(中学校) | 平成27年3月 | 文部科学省 |
| ・ 改訂版「心のノート」を生かした道德教育の展開―「心のノート」活用事例集― | 平成25年3月 | 文部科学省 |
| ・ 中学校道德読み物資料集 | 平成24年3月 | 文部科学省 |
| ・ 小学校道德読み物資料集 | 平成23年3月 | 文部科学省 |
| ・ 平成24年度道德教育指導資料郷土資料にかかわる実践事例集(小教編)(中教編) | 平成25年3月 | 青森県教育委員会 |

〔重点３〕 特別活動の充実

１ 自主的な態度を育てる学級活動の工夫

- (1) 学級活動がキャリア教育の要としての役割を担うことから、小・中・高等学校のつながりを意識し、系統的、発展的に取り組むよう指導に当たる。また、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点をもとに育てたい資質・能力を明らかにし、特別活動の全体計画に基づいた学級ごとの指導計画を作成し、その改善と活用に努める。
- (2) 学級活動の内容の特質に応じて、学級活動(1)は、集団として折り合いをつけて「合意形成」を図り、学級活動(2)(3)は、具体的な解決方法を一人一人が「意思決定」する。そして、児童生徒が決めたことを実践し、一連の活動を振り返る学習過程を重視することで、次の課題解決へつながるよう努める。
- (3) 児童生徒が自発的、自治的な学級や学校の生活づくりを実感できるよう、話し合い活動の充実を図るとともに、教師の適切な指導の下、自主的、実践的な取組が推進されるよう、必要な情報や資料の提供に努める。

２ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1) 特別活動における内容相互及び各教科、道徳科及び総合的な学習の時間等との関連を図りながら、指導のねらいを明確にした活動内容を設定し、全教員が共通理解して適切な指導に当たる。
- (2) 児童生徒の発想や創意工夫を生かし、学校生活に関する諸問題についての話し合いを通して、自発的、自治的な活動が展開されるよう努める。
- (3) 児童生徒の自発的、自治的な活動を展開するために、全教員が役割と責任を分担し、協力し合える指導体制を確立するとともに、指導に当たっては活動の過程を適切に評価し、支援するよう努める。
- (4) 生徒会活動においては、地域のボランティア活動への参加、地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加に関する活動の充実にも努める。

３ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

- (1) 指導計画の作成に当たっては、指導のねらいを明確にするとともに、必要な時数を学校の実態に応じて適切に配当する。
- (2) 指導教員の人数、学校や地域の施設設備、外部講師の活用等を考慮するとともに、児童が希望するクラブの設置に努め、その計画と運営においては、児童による話し合いが活かされた活動になるよう、適切な指導、支援をする。
- (3) 児童の活動意欲が高められるよう、様々な機会を生かして、展示や映像、実演などによるクラブの成果を発表する場を設定する。

４ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

- (1) 学校行事の実施に当たっては、全校や学年の児童生徒、家庭や地域の人々など、多様な他者と協力し合う体験的な活動を通して、学校や社会への所属意識をもたせ、協働してよりよい生活づくりに参画しようとする態度を育成するよう努める。
- (2) 個々の行事の教育的価値を検討し、内容の精選や重点化を図るとともに、適切な時数を配当し、教育活動全体を見通した調和のとれた学校行事の指導計画を作成し、その改善と活用に努める。
- (3) 児童生徒が個性や能力を発揮しつつ積極的に行事に参加できるよう、特別活動の他の内容との関連を十分に図りながら、全教員で組織的に運営に当たる。
- (4) 事前・事後の活動を適切に行い、児童生徒に行事のねらいや意義を理解させ、具体的な目標をもって取り組ませるとともに、反省や評価が日常の学校生活に活かされるよう、振り返りやまとめの活動を充実させる。
- (5) 一人一人の児童生徒の活動状況について情報交換を密にするなど、評価に必要な資料の収集方法を工夫するとともに、その活用に努め、学校行事の充実と改善を図る。

* 参考となる資料

・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料	令和２年３月	国立教育政策研究所
・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（指導資料）	平成30年12月	国立教育政策研究所
・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（リーフレット）	平成30年７月	国立教育政策研究所
・学級・学校文化をつくる特別活動 中学校編（指導資料）	平成28年３月	国立教育政策研究所
・学級・学校文化をつくる特別活動 中学校編（リーフレット）	平成26年６月	国立教育政策研究所

〔重点4〕 体育・健康教育の充実

1 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 学校や地域の実態、児童生徒の心身の発達の段階や特性、運動への興味・関心、技能習熟の程度を踏まえ、進んで運動の楽しさに触れたり基礎的な運動の技能や知識を身に付けたりすることができるよう指導計画の工夫に努める。
- (2) それぞれの運動のもつ特性を正しく理解し、運動の楽しさや喜びを味わわせ、基礎的な運動の技能や知識を確実に身に付けさせるとともに、習得した知識や技能を活用する学習活動を展開できるように指導方法や評価の工夫・改善に努める。
- (3) 体力テストの結果等をもとに、児童生徒の体力の実態を的確に把握し、自主的・自発的に運動に関わり、多様な動きを身に付け、体力を高めることができるよう、発達の段階に応じた指導を工夫する。
- (4) 運動の習慣化を図られるよう、教育活動全体に運動を積極的に取り入れ、仲間とともに多様な運動を計画的・継続的にできる場や時間を設定するとともに、家庭や地域社会と連携した取組を推進する。
- (5) 体育的活動の実施に当たっては、教職員の共通理解のもと、安全にかかわる指導や児童生徒一人一人の健康状況の把握、事前の調査及び安全点検を適切に行い、安全に実施する万全の体制と万一の事故に備えて救急体制を整えておく。

2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- (1) 保健教育と保健管理に、学校保健に関する組織活動を加えた学校保健計画を作成し、その内容及び活動の成果等について総合的に評価を行う。
- (2) 児童生徒の実態を定期健康診断の結果だけでなく、日常の健康観察、保健室の利用状況、保健調査等を通して、生活習慣の状況やストレス、不安・悩みなどの心の健康問題等について把握し、個人及び集団における健康課題を明らかにするとともに全教職員で共通理解を図り指導に当たる。
- (3) 保健教育は、体育科（保健体育科）はもとより特別活動や関連する教科等で行い、健康な生活を実践する能力や態度の育成に努めるとともに、児童生徒がより適切な意思決定・行動選択ができるよう、指導方法や指導形態を工夫する。
- (4) 児童生徒が健康に関する基礎的な知識や技能の習得を通して、健康課題等に適切に対処し、健康な生活が実践できるよう、「学校保健委員会」を組織し、学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等が連携した取組を推進する。

3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

- (1) 家庭や地域の状況及び児童生徒の実態等を把握し、学校給食、各教科、特別活動等における食に関する指導内容を関連付けて総合的な全体計画を作成するとともに、教育活動全体で取り組む。
- (2) 児童生徒が食に関する知識や能力等を総合的に身に付けることができるよう、活動状況や指導の成果などについて評価を行い、指導の改善を図る。また、体験的な学習を重視するなど、発達の段階や個別の実情に応じた指導の工夫に努める。
- (3) 児童生徒が食についての理解を深め、日常の生活において実践していくために、保護者の理解を深め、家庭や地域と連携した取組を進める。
- (4) 学校における食中毒や感染症の未然防止に努めるとともに、児童生徒が衛生的な日常生活を送ることができるよう、実践的態度の育成を図るなど適切に指導する。

4 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

- (1) 安全教育、安全管理、安全に関する組織活動等を踏まえた学校安全計画を作成するとともに、危険等発生時に教職員がとるべき措置の具体的内容と手順を定めた危機管理マニュアルの見直しを図るなど、総合的な安全対策を講ずるよう努める。
- (2) 学校安全委員会等を組織して学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等との連携を密にし、事件、事故、災害の発生に備え、最新の情報が活用できるようネットワークの整備と適切な利用を図るとともに、地域全体の安全活動となるよう努める。
- (3) 児童生徒の発達の段階を考慮して、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させるとともに、危険を予測し回避する能力や安全を尊重する規範意識等の形成を図るよう指導に努める。
- (4) 事件・事故、災害時における心のケアを適切に行うため、事前の対応、発生時の対応、事後の対応について分けて考えるとともに、平常時の心の健康づくりに努める。

* 参考となる資料

・「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き	令和2年3月	文部科学省
・「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き	平成31年3月	文部科学省
・学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	平成31年3月	文部科学省
・食に関する指導の手引き ー第二次改訂版ー	平成31年3月	文部科学省
・学校の危機管理マニュアル作成の手引	平成30年2月	文部科学省
・令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書	令和4年12月	スポーツ庁
・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料	令和4年6月	国立教育政策研究所
・楽しきアップ！子どもの健康づくり事業 運動プログラムガイドブック	令和4年3月	青森県教育委員会
・学校におけるアレルギー疾患対応指針	平成30年2月	青森県教育委員会
・防災・安全の手引き（二訂版）	平成26年3月	青森県教育委員会

〔重点５〕 生徒指導の充実

１ 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- (1) 基本的な生活習慣の定着や自己指導能力の育成を図るために、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感できる具体的な実践項目を設定し、定期的に実践状況を確認する機会を設ける。
- (2) 家庭、地域社会、関係機関等との連携及び協働を図り、共に活動する中で、基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成に努める。その際、近隣の同一校種間、幼（保）・小・中・高の異校種間での連携に努める。
- (3) 個々の児童生徒の実態に応じた指導を進めるために、事例研究・演習などを含めた校内研修を積極的に実施し、指導力の向上に努める。

２ 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実

- (1) 学年所属の全教員が、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、組織的に指導できる体制を作る。
- (2) 全ての学年・学級において、一人一人の児童生徒に自己存在感を与え、児童生徒同士の共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与えるなど、生徒指導の機能を最大限に生かした経営に努める。
- (3) 特に、児童生徒にとって学校生活の中心である授業において、一人一人が生き生きと学習に取り組めるよう、分かりやすい授業づくりに努めるとともに安全・安心な風土の醸成を図る。

３ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

- (1) 全ての児童生徒を対象とした教育相談体制を整えるために、全教職員が、教育相談の技術を高めていくとともに、スクールカウンセラー等との連携を図り、学年や学級の枠を越えて相談に当たるなど、校内の教育相談体制の整備、充実を図る。
- (2) 受容的・共感的な触れ合いとともに、アンケート調査等を通して、一人一人の児童生徒の内面理解に努めながら、悩みや不安を早期に把握し、それらの解消を図るために、積極的に教育相談を行うことで、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (3) 特に、不登校児童生徒には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用してアセスメントを行い、個々の状況に応じた支援が行われるよう努める。

４ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、その多くは大人の目からは見えにくいことから、いじめの未然防止に関する取組を「学校いじめ防止プログラム」に明示し、全ての児童生徒がいじめ防止について考え、話し合うなど、児童生徒が主体的に参加する活動を推進する。
- (2) 教職員が気付いた児童生徒の些細な変化に関する情報を共有する体制を整え、早い段階からハートフルリーダーを中心に複数の教職員で的確に関わり、いじめの定義に基づいていじめを積極的に認知する。
- (3) いじめを発見したりいじめの訴えを受けたりした場合は、まずその行為を止めたり訴えに対して真摯に傾聴したりするとともに、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校に置かれた学校いじめ対策組織に伝えて組織的に対応する。
- (4) 家庭や地域社会からの協力が得られるよう、「いじめの定義」及び「いじめを積極的に認知し対応していること」を保護者や地域の方々に丁寧に伝えるよう努める。

* 参考となる資料

・生徒指導提要	令和４年12月	文部科学省
・生徒指導リーフ（Leaf 1～22、増刊号Leaves 1～3）	令和３年７月	国立教育政策研究所
・生徒指導支援資料（１～７）	令和３年７月	国立教育政策研究所
・生徒指導の役割連携の推進に向けて（小学校編、中学校編）	平成22年３月	国立教育政策研究所
・いじめ対応の手引き	平成31年３月	青森県教育委員会
・命の大切さ啓発リーフレット「大切な命を守るために」	平成28年12月	青森県教育委員会
・いじめ防止のためのリーフレット「大切な仲間だから」	平成27年３月	青森県教育委員会

〔重点6〕 キャリア教育の充実

1 キャリア教育指導体制の整備・充実

- (1) 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の推進・充実に向けて、校長のリーダーシップの下、校内の組織体制を整備し、キャリア教育担当者や進路指導主事を中心に、全教職員が共通の認識に立って指導計画を作成し、協力して指導に当たる。
- (2) 教育活動全体をキャリア教育の視点で捉えるとともに、特別活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科等との関連を図り、体系的・系統的な全体計画・指導計画を作成するとともに、PDCAサイクルにより随時見直し、改善・充実を図る。

2 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

- (1) 教師と児童生徒、児童生徒相互の人間関係を密にし、信頼と連帯に支えられた関係づくりに努める。そのために、日常の教育活動を通して児童生徒の個人差や特徴、悩みや課題、自己の可能性や適性などについて日々観察し、把握に努めるとともに、変容の過程を捉える。
- (2) 「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」などの活動を記録し蓄積する教材等を活用し、活動の過程を記述して振り返ることを通して、児童生徒自身に自己の成長や変容を把握させるとともに、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校及び特別支援学校のつながりを明確にする。
- (3) キャリア・カウンセリングは、年間指導計画で実施時期を明示し、計画的、継続的に実施する。その際、キャリア・パスポートの活用に努める。
- (4) 小学校では、課題や問題に対処する力や態度を育み、自立的に生きていけるように支援し、中学校では、生徒一人一人の将来の生き方や進路に関する主体的な選択能力を高め、生徒自ら積極的に進路を選択できるように、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながらキャリア・カウンセリングを行うように努める。

3 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- (1) 職業の意義や勤労の尊さを理解させ、将来の生活や社会生活と関連付けながら、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や、進路選択について意思決定の場を設けることにより、自分で主体的にキャリア形成ができるように努める。
- (2) 体験活動の効果を発揮させるために、断片的・一過性のものに終わらせるのではなく、体系的・継続的に行うように努める。また、事前・事後指導の工夫により、ねらいを明確にし、見通しをもって活動に取り組ませるとともに、活動を振り返り、次の活動や自己のキャリア形成に生かすように努める。
- (3) 将来の生き方について、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、家庭や地域等との連携を強化するように努める。

* 参考となる資料

・小学校キャリア教育の手引き	令和4年3月	文部科学省
・中学校キャリア教育の手引き	平成23年5月	文部科学省
・語る・語らせる・語り合わせるで変える!キャリア教育（パンフレット）	平成28年3月	国立教育政策研究所
・キャリア教育が促す「学習意欲」（パンフレット）	平成26年3月	国立教育政策研究所
・学校の特色を生かして実践するキャリア教育（パンフレット）	平成23年11月	国立教育政策研究所
・あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～	令和元年12月	青森県教育委員会
・キャリア教育の指針（実践編）	平成26年3月	青森県教育委員会
・キャリア教育の指針（総論編）	平成24年3月	青森県教育委員会

〔重点７〕 特別支援教育の充実

１ 校内支援体制の充実

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会を設置し、発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする児童生徒について、組織的・計画的な対応ができるよう、全教職員による支援体制の充実を図る。
- (2) 校内委員会において、児童生徒の実態把握や支援方策の検討、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、日常の支援や危機管理に関すること（教室や学校からの抜け出し、パニック、事故、災害が発生した場合の対応等）などについて、学校全体で共通理解を図る。
- (3) 特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、コーディネーターに指名された教員は、特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う。
- (4) 特別支援学級や通級による指導における特別の教育課程については、障害による学習上または生活上の困難さを克服し自立を図るため、自立活動を取り入れ、学級の実態や子どもの障害の程度等に応じて編成する。

２ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

- (1) 一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、長期的な視点で、児童生徒が一貫した支援を受けることを目的として、個別の教育支援計画を作成、活用し、関係者等と協力して支援に当たる。
- (2) 個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の意見を十分に聞きながら、医療、福祉、保健、労働等の関係機関についての内容などを盛り込み、それぞれの役割を具体的に記載する。
- (3) 個別の教育支援計画に基づき、家庭や関係機関と日頃から情報交換を行い、連携して支援に当たるとともに、実施状況を点検・評価する。さらに、保護者の理解と合意のもと、「合理的配慮」の観点から改めて整理し、必要に応じて計画の見直しを図る。また、その内容を個別の教育支援計画に明記し、就学や進学、転学等に際して、適切な教育が一貫して行われるよう、次の学校へ引き継ぐ。
- (4) 通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒についても、卒業後の生活までを見据えて、一貫した適切な教育的支援が行われるよう個別の教育支援計画を積極的に作成し、活用に努める。

３ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- (1) 一人一人の障害の種類や程度、発達の段階等が異なることから、各学校や個々の児童生徒の実態を踏まえた個別の指導計画の作成と活用により、特別な配慮のもと、きめ細かな指導に努める。また、一連の取組の経過及び結果を引継ぎの話し合い等で活用する。
- (2) 個別の指導計画の作成に当たっては、一人一人の教育的ニーズに応じて、目標や実施期間、手立て等を明記し、必要に応じて特別支援学校や医療・福祉等の関係機関の専門的な指導・助言を活用する。
- (3) 個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果について、校内委員会等を通して話し合い、適切に評価し、必要に応じて目標や手立ての設定を見直し、指導の改善に努める。
- (4) 通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒についても、各教科等の指導に当たって個々の児童生徒の実態を的確に把握するために個別の指導計画を積極的に作成し、活用に努める。

４ 交流及び共同学習による相互理解の促進

- (1) 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にし、社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、交流及び共同学習の機会を設ける。
- (2) 交流及び共同学習の計画に当たっては、相互の教師間でその意義や教育的効果について十分理解し合い、教育課程上の位置付け、学習の形態や内容、手立て、役割分担や協力体制等について事前に検討する。
- (3) 小学校、中学校と特別支援学校との交流及び共同学習や特別支援学校の小・中学部に在籍している児童生徒が居住する地域の小・中学校に副次的な学籍（交流籍）を有して居住地校交流を行う交流及び共同学習の実施に当たっては、双方のねらいを明確にし、相互理解が深まるような内容や方法等を十分に検討し、各学校や障害のある児童生徒の実態に応じて、組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。
- (4) 通常の学級と特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分に把握した上で、校内の協力及び支援体制を構築し、効果的な活動を設定する。

* 参考となる資料（P.35に掲載）

〔重点8〕 環境教育の推進

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- (1) 教育課程上の位置付けを明確にし、分掌を設けるなどして指導体制を整備するとともに、全教職員が環境教育の必要性を認識し、環境教育への取組についての共通理解を図り、協力体制づくりを行う。
- (2) 全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、環境教育の目標と学校教育目標を関連付け、育成する資質・能力を明確にするともに、これまで実施されている体験活動や各教科等の学習活動を、環境教育の視点から整理することに努める。
- (3) 環境教育を進めるに当たっては、各教科等の目標や内容等を教科横断的な視点で捉え、環境に関わる内容を関連付け、効果的で継続的な指導の工夫に努める。

2 地域の環境の実態に即した指導の工夫

- (1) 児童生徒の実態を多面的に把握し、それにふさわしい教材を選択したり開発したりするとともに、ICTの活用を図るなど多様な学習活動を設定し、探究的な学習を積極的に取り入れ、実態に即した指導に努める。
- (2) 身近な問題が地球規模の環境問題につながっていることを認識させ、グローバルな視点に立った環境問題を解決するための能力や態度の育成に努める。
- (3) 具体的な活動や体験を重視するとともに、身近にある環境を様々な視点に立って把握し、地域環境を教材化するなど地域の特性を生かした指導に努める。
- (4) 地域環境を共有する近隣の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等と連携し、調査活動を合同で行ったり、学習成果を発表する場を合同で設定したりするなど、より効果的な指導の工夫に努める。

3 環境にかかわる体験活動の充実

- (1) 環境に対する豊かな感受性や探究心、思考力や判断力、実践力を育成するために、身近な自然や社会環境に触れる機会を多く取り入れ、直接的、具体的な体験活動の充実を図る。
- (2) 環境問題の解決に向けた意識を高め、行動力を身に付けさせるよう、学校と家庭、地域社会とがそれぞれの教育機能を十分に発揮するとともに、相互に連携を図りながら学びや体験の充実を図る。

* 参考となる資料

- | | | |
|-------------------------|----------|-------------|
| ・環境教育指導資料（中学校編） | 平成28年12月 | 国立教育政策研究所 |
| ・環境教育指導資料（幼稚園・小学校編） | 平成26年10月 | 国立教育政策研究所 |
| ・北東北三県共通環境ワークブック | 平成27年7月 | 青森県・秋田県・岩手県 |
| ・まもろう みんなの地球 わたしたちのふるさと | 平成26年3月 | 青森県・秋田県・岩手県 |

〔重点９〕 国際化に対応する教育の推進

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- (1) 郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等を、児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じ、教材として開発し、それらを活用した指導に努める。その際、国際理解教育を学校全体の教育目標の中に明確に位置付け、各教科等を相互に有機的に結び付けながら、全教育活動を通じた計画的な指導に努める。
- (2) 我が国と諸外国の文化や風土等の類似点や相違点を理解させるとともに、それらを育んできた国々のよさに体験的に気付かせる指導に努める。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- (1) 外国語を通じて、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するために、児童生徒の発達の段階及び興味・関心に即した題材を取り上げ、児童生徒が興味をもって言語活動に取り組んだり、外国語で発信したりすることができるよう配慮する。
- (2) 外国語指導助手や外国語に堪能な地域の人材等を活用し、児童生徒が、授業を通して身に付けた知識及び技能を実際のコミュニケーションにおいて活用する機会を繰り返し設定する。
- (3) 小学校中学年では聞くこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）の言語活動を通して外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地となる資質・能力を育成するよう努める。
- (4) 小学校高学年及び中学校では、聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くことの言語活動を通してコミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて自分の考えや思いを表現したり伝え合ったりする資質・能力を育成するよう努める。
- (5) 小・中学校の情報交換の場を設け、それぞれの学校における外国語教育の学習のねらいや指導内容・指導方法等について理解を深め、円滑な接続が行われるよう努める。
- (6) 小学校高学年及び中学校では、5領域のバランスや言語使用の目的や場面、状況及び言語の働きに十分配慮した言語活動を工夫するとともに、ICTを活用し児童生徒のパフォーマンスを的確に評価し、学習到達目標の達成状況を把握できるよう工夫する。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- (1) 外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対しては、一人一人の実態を的確に把握し、日本語指導や文化的な背景に応じた生活適応指導を計画的、継続的に行うことができるよう、特別の教育課程を編成したり、関係機関や支援団体と連携したりするとともに、互いを認め尊重し合う環境づくりに配慮する。
- (2) 児童生徒が異なる文化を理解したり、考え方を広げたりするために、地域に暮らす外国人や外国生活の経験者等との活動の場を設けるなど、地域に根ざした国際交流活動を積極的に推進するよう努める。
- (3) 諸外国の姉妹・友好提携校との交流に当たっては、その目的を明確にし、長期的展望に立って進めるとともに、ICTを活用するなどして、交流の仕方を工夫する。

* 参考となる資料

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| ・“Let's Try!1,2” “Let's Try!1,2(指導編)” | 平成30年2月 | 文部科学省 |
| ・小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック | 平成29年6月 | 文部科学省 |
| ・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き | 平成25年3月 | 文部科学省 |
| ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 | 令和2年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・平成31年度全国学力・学習調査（解説資料）（報告書） | 令和元年7月 | 国立教育政策研究所 |
| ・英語教育ポータルサイト（「えいごネット」）(http://www.eigo-net.jp/) | | (財)英語教育協議会（ELEC）（文部科学省協力） |
| ・学びの質を高める授業スタンダード実践編 | 令和3年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・学びの質を高める授業スタンダード | 令和2年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・小・中学生英語力向上推進事業 明日の授業はこう創ろう！ 小学校外国語 活動・外国語科実践ハンドブック | 平成31年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・青森県版中学校英単語集～VERSION V～ | 平成30年6月 | 青森県教育委員会 |
| ・小・中学生英語力向上推進事業 中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック | 平成30年3月 | 青森県教育委員会 |

〔重点10〕 情報化に対応する教育の推進

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 情報モラルを含む情報活用能力を効果的に育成するために、児童生徒の発達の段階や各教科等の学習内容と関連付けた系統的・体系的な指導を行う。
- (2) 教員のICT活用指導力の向上を図り、情報教育の推進に対する共通理解を深めるために、校外での研修に積極的に参加するとともに、その研修内容を校内研修等を通じて伝達する機会を確保する。
- (3) 小学校においては、学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるための論理的思考力を身に付けるための学習活動を設定する。
- (4) 中学校においては、小学校段階の基礎の上に、活用する情報や情報手段を生徒に選択させ、より主体的に課題を発見し探究する学習活動を設定する。

2 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

- (1) ICTの特性を生かし、各教科等の特質、指導の目標や内容、児童生徒の実態などに応じて学習過程に適切に位置付け、日常的に活用するよう努める。
- (2) 必要な授業場面でいつでもICTを活用できるように教室環境を整え、「分かる授業」や「魅力ある授業」の実現につながる有効な手立てであるということを、全ての教員が共通理解を図り、積極的な活用に取り組む。
- (3) 情報活用能力の育成に当たっては、育成すべき資質・能力の三つの柱（※1）に沿ってバランスよく指導する。
- (4) ICTの活用に当たっては、インターネットやSNSの利用上のルールやマナー、個人情報やプライバシーの保護、知的財産権を尊重するなどの情報モラルや、心身の健康に与える影響等について、留意して指導する。

※1 情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能（知識及び技能）、複数の情報を結び付けて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力（思考力、判断力、表現力等）、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等（学びに向かう力、人間性等）

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

- (1) 情報通信ネットワーク等を活用して、家庭や地域社会と情報の共有・交流を図り、学習方法の多様化や効果的な学びの在り方及び学校運営の改善と効率化をねらいとした教育の情報化について、実践的な研究を積み重ねる。
- (2) インターネットの利用やホームページ等の公開に当たっては、各市町の規程等に基づき、学校情報セキュリティポリシーを整備し、ネットワークの管理者を位置付けるなどして、適切に運用する。

4 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

- (1) 児童生徒の発達段階を考慮し、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」について考えさせる学習活動を組織的に実施するとともに、それを指導する教員の指導力向上に努める。
- (2) SNSによるトラブルなどインターネットの危険性について、保護者会や情報モラル教室などの機会を通して家庭への周知を図るとともに、全ての児童生徒が情報モラルを身に付けられるよう、地域社会及び関係機関等とも連携しながら指導の充実に努める。

* 参考となる資料

- | | | |
|--|---------|-------|
| ・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン | 令和4年3月 | 文部科学省 |
| ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き | 令和3年3月 | 文部科学省 |
| (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm) | | |
| ・GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知） | 令和3年3月 | 文部科学省 |
| ・小学校を中心としたプログラミング教育ポータル | 令和2年12月 | 文部科学省 |
| (https://miraino-manabi.jp/) | | |
| ・教育の情報化に関する手引（追補版） | 令和2年6月 | 文部科学省 |
| ・小学校プログラミング教育の手引（第三版） | 令和2年2月 | 文部科学省 |

〔重点11〕 研修の充実

1 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

- (1) 指標の趣旨や内容について理解を図り、指標を踏まえた研修を推進する。
- (2) 教員等一人一人が自らの成長段階や、職責、経験、適性に応じて、更に高度な段階を目指すための手がかりとして指標を活用し、主体的に資質能力の向上に努める。

2 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

- (1) 学校の教育課題を明らかにし、課題解決に向けて全教職員の共通理解による研修を進めるとともに、同僚性を発揮し、日常的に学び合い、指導力を高め合おうとする環境づくりや校内研修体制の整備・充実に努める。
- (2) 教職員一人一人が自身の役割を自覚し、課題解決に向けて実践するとともに、その成果や課題を共有し、さらに改善に向けた取組を進める。
- (3) 教職員一人一人の意見が反映されるように研修の方法を工夫するなどして参画意識を高め、日常的な学びへつながるようにする。

3 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- (1) 学習指導要領の趣旨や内容、各教科等の目標やねらいについて全教職員の共通理解を深める。
- (2) 目標やねらいの実現に向け、創意工夫を生かした教育課程を編成し、弾力的に運用するとともに、PDCAサイクルに基づいて評価・検証し、次年度に向けた改善を図る。
- (3) 学習指導要領に示されている「現代的な諸課題」に対応するための資質・能力を、教科横断的な視点で育成できるよう、カリキュラム・マネジメントによる各学校の特色を生かした教育課程を編成・実施する。
- (4) 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価の方法等、授業改善するための研究・研修を進めるとともに、実践したことについて評価・検証し、改善に向けて研究を進める。

4 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- (1) 校内研究計画の作成に当たっては、学校評価やアンケート等、各種調査結果などの分析から、各校の実態や教育課題を明らかにし、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法、検証方法等を具体化する。
- (2) 校内研究の内容と日常の授業とを関連付け、児童生徒の変容を適切に評価できるよう、各校の実態に応じた評価の観点や評価規準を作成する。
- (3) 学習指導案の作成に当たっては、授業のねらいを明確にし、研究主題との関連や児童生徒の実態、評価の観点や評価規準、つまづきに対する具体的な手立てを明記するなど、指導と評価の一体化を図る。
- (4) 研究協議会では、仮説の検証がなされるように事前に協議の視点を示すなどして話し合いを焦点化し、グループ協議を取り入れるなどして話し合いの活性化を図り、成果や課題を明確にする。
- (5) 校内研究の成果や課題を日常の授業に確実に反映させるよう心がけ、実践的研究の充実に努める。

5 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

- (1) 児童生徒や地域社会の実態、学校の伝統等を踏まえて家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動や学校運営を一層工夫するとともに、計画的・継続的な研究を推進する。
- (2) 学校教育に対する保護者や地域の人々の願いを把握し、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、家庭や地域社会と連携・協働して児童生徒を育てていくための体制づくりに努める。
- (3) 授業における地域人材の活用や各教科等における地域の素材の教材化、カリキュラム開発などにおいて、地域社会の教育力の活用に努める。

* 参考となる資料

- | | | |
|---------------------------------|---------|---------------|
| ・ 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン | 令和4年8月 | 文部科学省 |
| ・ 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 | 令和2年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標 | 平成30年2月 | 青森県教育委員会 |
| ・ 校内研修活性化のためのツールブック | 平成29年3月 | 青森県総合学校教育センター |
| ・ 校内研修活性化のためのアイデアブック | 平成28年3月 | 青森県総合学校教育センター |

〔重点12〕 複式教育の充実

1 指導体制の整備・充実

- (1) 確かな学力を育成し、生きる力を育むために、複式の特性を生かすよう指導体制を確立し、全教員の共通理解のもと児童の指導に当たる。
- (2) 直接指導の時間確保など学年別指導の問題点を補い、学習効果を高めるために、同単元同内容などを教育課程に明確に位置付け、指導の工夫に努める。
- (3) 児童の生活経験を拡大し社会性を育成するために、合同学習(校内において合同で行う学習活動)、集合学習(2校以上の児童が学習集団を構成して行う学習活動)、交流学习(学校規模や生活環境の異なる学校が互いに交流して行う学習活動)を取り入れる。また、それらを行う場合は、効果的にICTを活用したり、その目的が達成されるよう打合せを綿密に行ったりして計画的に実施する。

2 少人数や地域社会の特性を生かした教育活動の充実

- (1) 一人一人の特性を的確に把握し、日常の授業改善と学習習慣の確立に努め、きめ細かな指導により、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- (2) 複式学級の学級経営においては、児童相互の関係について表面的な現象だけで判断せず、科学的な諸調査や検査などを加味して注意深く観察し、実態を踏まえて一人一人の個性や能力を伸ばすよう努める。
- (3) 序列化・固定化されがちな人間関係を改善するために、一人一人に責任ある役割をもたせるとともに、協力しながら主体的に活動する場や認め合う場を設定する。
- (4) 豊かな体験を通して、児童に自信と意欲をもたせ、社会性や向上心、コミュニケーション能力を育成するとともに、学ぶ喜びと充実感を味わわせる。
- (5) 家庭や地域社会に積極的に働きかけ、相互に連携して地域ぐるみの教育活動を推進する。

3 効果的な学習指導の推進

- (1) 一人一人の学習状況を的確に把握し、実態に即した学習活動が展開できるよう、個に応じた具体的な到達目標を設定するとともに、評価結果の累積・活用に努め、指導と評価の一体化を図る。
- (2) 学習活動が効果的に展開できるよう学習環境を整備し、教材・教具、ICTの活用を図る。
- (3) 直接指導では、児童が課題を的確につかみ、解決の見通しをもてるような工夫をするとともに、一人一人のつまづきに対応するなど個に応じた指導に努める。
- (4) 間接指導では、自力解決に向けて主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう、学習の手順や話し合いの仕方について、繰り返し指導する。
- (5) 直接指導と間接指導を効果的に行うために、「わたり」や「ずらし」がある学習過程やグループ学習、ペア学習、ガイド学習等の多様な学習形態を取り入れる。
- (6) 異学年同内容の指導では、学年ごとのねらいを達成できるよう、指導の手立てを工夫し、学年に応じた適切な指導を心がける。

4 研修の充実

- (1) 校内での授業研究等を通して、日常の取組の成果と課題を明らかにしながら、全教員の共通理解のもと、実践的な研修を積み重ねる。
- (2) 複式学級を有する学校との連携や各種研修会から得た情報を校内で共有し、自校の実態に基づいて、研修成果を日常の授業実践に生かすよう努める。

* 参考となる資料

・指導資料集第40集	へき地・複式教育ハンドブック（事例編）	令和4年3月	青森県教育委員会
・指導資料集第39集	へき地・複式教育ハンドブック（一般編）	平成31年3月	青森県教育委員会
・指導資料集第38集	へき地・複式教育ハンドブック（社会科・理科・生活科編）	平成29年3月	青森県教育委員会
・指導資料集第37集	へき地・複式教育ハンドブック（国語科編）	平成27年3月	青森県教育委員会
・指導資料集第36集	へき地・複式教育ハンドブック（算数科編）	平成25年3月	青森県教育委員会
・指導資料集第35集	へき地・複式教育ハンドブック（授業実践編）	平成23年3月	青森県教育委員会

2 指導上の参考資料

〔1〕 学習状況調査結果について

1 調査結果の概要

(1) 令和4年度教科別通過率の状況（％）

	小 学 校				中 学 校				
	国語	社会	算数	理科	国語	社会	数学	理科	英語
県全体の通過率	73	62	59	56	62	51	43	42	58
西北管内の通過率	73	64	61	57	60	50	43	41	55
五所川原市	73	63	60	56	61	49	42	40	54
つがる市	76	69	64	62	60	51	44	41	58
西・北郡	70	61	59	54	59	51	44	41	54

(2) 西北管内の通過率と県全体の通過率との差

	小 学 校				中 学 校				
	国語	社会	算数	理科	国語	社会	数学	理科	英語
平成30年度	△ 1	3	1	1	△ 4	△ 6	△ 2	△ 4	1
令和元年度	△ 2	1	1	2	△ 1	0	△ 2	△ 1	2
令和2年度	学習に関する意識や実態の調査（質問紙調査）のみ実施								
令和3年度	△ 2	3	2	3	△ 3	△ 1	△ 1	0	△ 2
令和4年度	0	2	2	1	△ 2	△ 1	0	△ 1	△ 3

2 調査結果の活用について

令和4年度学習状況調査実施報告書や各校で実施する学力検査等の結果を参考にし、自校の児童生徒の学力や学習状況等の課題を明らかにするとともに、校内研修等を通して指導方法等の工夫改善に継続して取り組むことが大切です。

県学習状況調査の結果から、今後、知識及び技能の育成においては、有用な情報や条件に着目してそれを適切に使う力、文脈を捉えて文章や情報を正確に読み取る力、学習内容を関連付けて一般化する力などを身に付けさせるための指導の改善を図る必要があります。また、思考力、判断力、表現力等の育成においては、目的に応じて、複数の情報の共通点等を明らかにし、組み合わせたり関連付けたりして、整理・分析し、自分の考えをまとめ、説明する力、学習内容を日常の事象と関連付けて、考えたり、判断したりする力などを身に付けさせるためのより一層の指導の改善を図る必要があります。

3 授業改善について

(1) 授業全般

ア 授業設計の工夫

授業を設計するに当たっては、単元や題材のまとまりの中で、例えば主体的に学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、学びの深まりを作り出すために、児童生徒が考える場面と授業者が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で考えることが大切です。その上で、1単位時間で各段階（導入、展開、終末）の学習活動を確実に実施できるよう、導入をコンパクトにするなど授業設計を工夫する必要があります。また、「児童生徒にこういった力を身に付けたいのか」という学習の成果を的確に捉え、教師の指導改善や児童生徒の学習改善につながる学習評価を工夫する必要があります。

イ ノート指導と板書の工夫

ノートは、後の学習で活用するために整理して記述したり、試行錯誤した足跡を残したりするために用いられる、学習ツールの基本です。ワークシートは、手早く表にまとめたり、思考を引き出したりするのに有効です。ワークシートをノート代わりにする授業がありますが、書き込み仕上げる活動が授業の中心となり、児童生徒が思考をめぐらせる場面が少ないことがあります。それぞれの特徴を踏まえ、適切に使う必要があります。また、「学習課題（めあて）」がどのような学習活動を通して「まとめ」につながったのかが、児童生徒に分かるような構造的な板書を工夫する必要があります。

(2) 学習場面における指導のポイント

授業での学習場面における主体的・対話的で深い学びの実現のための指導のポイントを以下に示しています。授業づくりの参考として、「学びの質を高める授業スタンダード」を有効活用してください。

学びの質を高める授業スタンダード

単元や題材のまとまりの中で、目指す資質・能力を明確にした授業づくりを行うことが大切です。

1 導入の場面（課題把握）

◆子どもの問いや思い・願いを引き出し、課題意識をもたせる過程

(1) 教材提示

【「問い」や「思い・願い」を引き出すために】

- ・具体物の提示（写真、図、動画、絵、複数の資料の比較 など）
- ・既習事項の確認等（ノート、ワークシート、掲示物 など）
- ・実演等（教師による実験、子ども自身が試す活動 など）
- ・対話（生活経験や既習事項の想起 など）

(2) 課題の把握

【「何を学習するか」「何ができればよいか」を明確にするために】

- ・子どもの気づきや発言などをつないで焦点化し、課題(めあて)を設定する。

課題の条件

- ・子どもの実態に即している
- ・子どもにとって身近で分かりやすい
- ・学習への興味・関心を高めることができる
- ・適度な難易度で解決の見通しをもてる
- ・多様な考え方や解決法などを引き出すことができる
- ・子どもにとって、追究・解決する価値がある

2 展開の場面（追究・解決）

◆子ども一人一人の学びを見取って適切に支援し、課題の解決につなげる過程

(1) 計画・方向付け・見通し

【追究・解決への手掛かりを見付けさせるために】

- ・課題と生活経験や既習事項を関連付けて「何をどのように追究・解決するのか」の見通しをもたせる。

- ・結果の見通しをもたせる。(答えの予想、仮説を立てる など)
- ・方法の見通しをもたせる。(既習事項の活用、解決の順序 など)

(2) 個での追究・解決

【自分の思いや考えをもてるようにするために】

- ・子どもが「何をどのように考えているのか」を見取り、個に応じた支援をする。
- ・模範例、他の作品を紹介し、追究・解決の手立てとする。
- ・机間指導をし、その後の展開を構想する。(誰の思いや考えをどのような順序で取り上げるか)

(3) ペアやグループ、学級全体での話し合い

【思いや考えを広げ深めることができるようにするために】

- ・友達との交流を通して、個々の考えを共有させる。
- ・思考過程を可視化し、捉えやすくする。(チョークの色、囲み、矢印 など)
- ・子どもたちの考えを基に話し合いをコーディネートし、ねらいに迫る。
(話し合いの論点の明確化、子どもの考えを引き出しつなげる支援、考えを深めるための問いや揺さぶりなどの働きかけ)

3 終末の場面（課題の解決・振り返り）

◆子ども一人一人に振り返りを促し、新たな学びにつなげる過程

(1) まとめと振り返り

【「何を学習したか」「何ができるようになったか」を明確にするために】

- ・「何を学習したか」をまとめる。
- ・自分でまとめる時間を確保する。
- ・課題とまとめの整合性をとる。
- ・学習した知識・技能を活用する場を設定する。
- ・学習内容に関連した日常生活の事例を紹介する。
- ・「どのように学習してきたか」を振り返る。
(板書やノートを基にした確認、ペアやグループでの話し合い、自己評価や相互評価の活用 など)

(2) 新たな学び

【学び続ける態度を育てるために】

- ・次時につなげる気付きや疑問、新たな問いや思い、願いをもたせ新たな学びへつなげる。
- ・学習したことを活用できる身近な地域社会の事象や事例を紹介し、学び続ける興味・関心を高める。

※ アンダーラインは、授業づくりで特に大事にしてほしいところです。

〔２〕 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和４年12月 文部科学省）では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、約8.8%の割合で通常の学級に在籍していると推定されました。そのような児童生徒は、その特性を理解されず、適切な支援がなされないと、学習面や行動面で自分の力を発揮できないことがあります。また、学習や友達との関わりなどで、日常的に困難を感じながら学校生活を過ごし、時には、学習意欲の喪失や社会性の低下、反社会的な行動など二次的障害が現れることがあります。

このようなことから、すべての学校において学校全体で特別支援教育についての理解を深め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への校内支援体制を一層工夫し改善する必要があります。

児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うという観点から特別支援教育を進めていくことにより、障害のある児童生徒にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある児童生徒にも、更にはすべての児童生徒にとっても、よい効果をもたらすことができるものと考えられます。

１ 特別な支援を必要とする児童生徒の支援体制の整備に向けての取組

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

特別支援学級の設置の有無、学校規模の大小にかかわらず、校内委員会を設置し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行います。

(2) 実態の把握

在籍する児童生徒の実態把握に努め、特別な支援を必要とする児童生徒の存在や状態を確かめます。なお、特別な支援が必要と考えられる児童生徒への配慮事項等については、保護者等と連携して検討を進めます。

(3) 特別支援教育コーディネーターの役割と活動

特別支援学級の有無にかかわらず、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けます。特別支援教育コーディネーターは校内及び関係機関や保護者との連絡・調整等を行い、校内の特別支援教育の推進に努めます。

(4) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、一人一人の教育的ニーズに応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を積極的に作成し、全教員の共通理解のもと組織的、計画的、継続的に指導が行われるように努めます。

また、個別の教育支援計画は、家庭や関係機関と連携を図りながら作成します。個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、作成します。

なお、新たに個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する場合、「個別の教育支援計画の参考様式」（令和３年６月 文部科学省）及び「青森県教育支援ファイル作成の手引き改訂版」（平成30年３月 青森県教育委員会）の様式例等が参考になります。

(5) 合理的配慮の提供

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向け、「合理的配慮」の提供に努めます。興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の実態把握を行った上で「合理的配慮」を検討し、学校や本人、保護者等により合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。

また、その内容は個別の教育支援計画に明記すること、そして、個別の指導計画にも活用されることが望まれます。

(6) 特別支援教育への理解推進

特別な支援を必要とする児童生徒を全教員で支援するために、校外での研修や、特別支援教育巡回相談員の派遣制度を活用した校内研修等で、特別支援教育についての理解を図ります。（P. 53、54 参照）

(7) 学級経営・教科指導の工夫

学級づくりや授業づくりの基本的な考え方として、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、すべての児童生徒にとって過ごしやすい学級環境であることや、すべての児童生徒が学び合い、「わかる・できる」ことを目指す授業のユニバーサルデザイン化に努めます。

(8) キャリア・パスポートを活用した指導について

特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒等、特に特別な配慮を要する児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた記録や蓄積となるようにします。

また、通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒については、障害の状態や特性及び心身の発達に応じて指導します。なお、将来の進路については、幅の広い選択の可能性があることから、指導者が障害者雇用を含めた障害のある人の就労について理解するとともに、必要に応じて、各関係機関と連携して取り組みます。

2 「生徒指導提要」について

「生徒指導提要」（R4 文部科学省）には発達障害に関して、指導上参考になる理論・考え方・対応などがまとめられています。発達障害に関する理解と対応については268～274ページ、関係機関との連携については117～118ページに記載されているので参考にしてください。

* 参考となる資料

・生徒指導提要	令和4年12月	文部科学省
・障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～	令和3年6月	文部科学省
・個別の教育支援計画の参考様式	令和3年6月	文部科学省
・交流及び共同学習ガイド	平成31年3月	文部科学省
・教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～	平成25年10月	文部科学省
・インクルーシブ教育システム構築支援データベース（ http://inclusive.nise.go.jp ）		国立特別支援教育総合研究所
・発達障害教育情報センターHP（ http://icedd.nise.go.jp/ ）		国立特別支援教育総合研究所
・特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談ガイドブック	令和4年3月	青森県教育委員会
・特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために	平成31年1月	青森県教育委員会
・青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き改訂版	平成30年3月	青森県教育委員会
・交流及び共同学習（居住地交流）の手引き～障害のある子どもが地域で共に学び共に育つために～	平成29年3月	青森県教育委員会
・特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック	平成27年3月	青森県教育委員会
～特別支援学級・通級指導教室・通常の学級～		
・障害のある子どもの就学事務について～基本的な考え方と関係様式の作成～	平成26年3月	青森県教育委員会
・平成24・25年度県重点事業 一人一人のニーズに応えるリレーションシップ事業 事業成果報告書	平成26年3月	青森県教育委員会
・相談支援ファイル	平成24年4月	青森県教育委員会
・青森県特別支援教育情報サイト		青森県教育庁学校教育課
(https://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/tokushi_shiryou.html)		

〔３〕 生徒指導の一層の充実のために ～「生徒指導提要」より～

1 生徒指導の意義

(1) 生徒指導の定義と目的

ア 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことです。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行います。

イ 生徒指導の目的

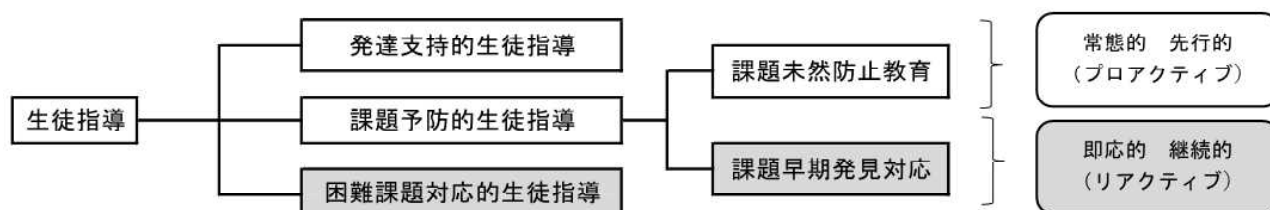
生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とします。

(2) 生徒指導の実践上の視点

生徒指導においては、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」に留意し、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。

2 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができます。生徒指導の分類を示すと、下図のようになります。



(1) 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

(2) 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。

(3) 課題予防的生徒指導：課題早期発見対応

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。特に、早期発見では、いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、SCやSSWを交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見い出して、指導・援助につなげます。

(4) 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW等）だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行います。

3 生徒指導の方法

(1) 児童生徒理解

ア 児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要です。

- ・学級担任の日頃のきめ細かい観察
- ・学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解

- ・養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷの専門的な立場からの児童生徒理解
 - ・生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解
- イ 的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切です。児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に、生徒指導の方針や意味などについて伝え、発信して、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要があります。

(2) 集団指導と個別指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。指導においては、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくることが大切です。

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念があります。授業など集団で一斉に活動をしている場合に、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられます。また、集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合もあります。

(3) ガイダンスとカウンセリング

小1プロブレムや中1ギャップのような生徒指導上の課題に対しては、教職員が児童生徒や学級の実態に応じて、ガイダンスという観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行います。また、カウンセリングという観点からは、児童生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行います。

(4) チーム支援による組織的対応

生徒指導上の課題に取り組んでいる児童生徒一人一人に対して、保護者、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成して、課題予防的生徒指導や困難課題対応的生徒指導を行います。

チーム支援のプロセスは、①チーム支援の判断とアセスメントの実施、②課題の明確化と目標の共有、③チーム支援計画の作成、④支援チームによる実践、⑤点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続と捉えることができます。

4 チーム学校による生徒指導体制

(1) 学年・校務分掌を横断する生徒指導体制

ア 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

児童生徒が身に付けるべき基本的な生活習慣を含めて、生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせることが必要です。各学校においては「生徒指導基本指針」あるいは「生徒指導マニュアル」等を作成し、教職員によって目標が異なるバラバラの実践が行われることを防止します。

イ 全ての教職員による共通理解・共通実践

学校の教育目標として「児童生徒がどのような力や態度を身に付けることができるように働きかけるのか」という点についての共通理解を図ること、そして、共通理解された目標の下で、全ての教職員が、児童生徒に対して、粘り強い組織的な指導・援助を行っていくことが重要です。

ウ P D C Aサイクルに基づく運営

生徒指導体制の下で進められている取組が児童生徒にとって効果的なものとなっているかどうか、定期的に点検し、振り返りに基づいて取組を更新し続けることが重要です。児童生徒や保護者、教職員の声（例えば、アンケートの回答データ等）を踏まえて、不断の見直しと適切な評価・改善を行うことが求められます。

(2) 年間指導計画

生徒指導を全校体制で推進していくためには、指導計画の整備と改善が重要な鍵となります。特に、児童生徒に関わる様々な事故や問題行動を未然に防止して、発達を支える生徒指導を実現していくには、適正な年間指導計画を作成することが求められます。

計画が実効的な機能を果たすためには、全ての学校で計画の重要な柱となる、児童生徒を支え、指導・援助する「時期」と「内容」を明確に記す必要があります。また、年間指導計画の作成を通して、教育課程との関わりを具体的に明らかにしていくことも求められます。

* 参考となる資料

- ・生徒指導提要 令和4年12月 文部科学省

〔４〕 いじめへの対応について

文部科学省では、平成29年３月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。これを受けて、青森県教育委員会では、平成29年10月に「青森県いじめ防止基本方針」を改定しました。

各学校においては、いじめ防止に向けてより実効性の高い取組を実施するため、「学校いじめ防止基本方針」がそれぞれの学校の実情に即して適切に機能しているかを、学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直しを図ります。その上で、これについて入学時・各年度の開始時にホームページへの掲載その他の方法により、児童生徒や保護者、関係機関等に説明します。また、「早期発見・事案対処のマニュアル」と「学校いじめ防止プログラム」も合わせて整備します。

１ いじめ防止対策推進法に定める組織（◎は必置）

地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（第14条①）
	教育委員会の附属機関*	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。（第14条③） ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
学校	いじめの防止等の対策のための組織（◎）	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第22条）
重大事態発生時	学校又は学校の設置者の置く調査組織（◎）	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第28条①） １ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ２ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	附属機関 公立：地方公共団体の長	報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。（第30条②） ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる。

* 重大事態が発生した場合に、公平性・中立性に十分配慮した組織が調査主体となって（いわゆる第三者委員会の形式で）速やかに調査を開始することを可能にするためには第三者委員会となり得る教育委員会の附属機関をあらかじめ条例により設置しておくことが望ましい。

２ 学校におけるいじめへの対応のポイント

(1) いじめの防止

ア いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

全ての児童生徒が、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つよう、人権教育や市民性教育を通じた働きかけを行います。また、児童生徒にとって「安全で安心な学校づくり・学級づくり」に全教職員で取り組むことも重要です。

イ いじめの未然防止教育

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて教職員全員の共通理解を図るとともに、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めたり、思いやりの心を育んだりするなどいじめに向かわない態度・能力の育成に努めます。また、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、いじめの防止活動が年間を通じて計画的に行われるために「学校いじめ防止プログラム」に基づいた取組を推進します。その際、「SOSの出し方に関する教育」についても年間計画の中に位置付けるなど、指導の充実を図ります。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる傾向が見られます。最近では、SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えています。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

イ いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい教育相談体制を整えます。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効です。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。児童生徒や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。発見・通報を受けた教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告します。その後は、当該組織が中心となり速やかに対応します。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡します。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。

イ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際は、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意します。保護者には、家庭訪問等によりその日のうちに事実関係を伝えます。その際、当該児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童生徒の安全を確保します。

ウ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。保護者には事実関係を迅速に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分事の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。その際、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めます。また、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めます。ネット上のいじめは大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図り、保護者にもこれらについての理解を求めていくことが必要です。

(4) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。以下に示す2つの条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要があります。

ア いじめに係る行為が止んでいること

※ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害状況については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対応

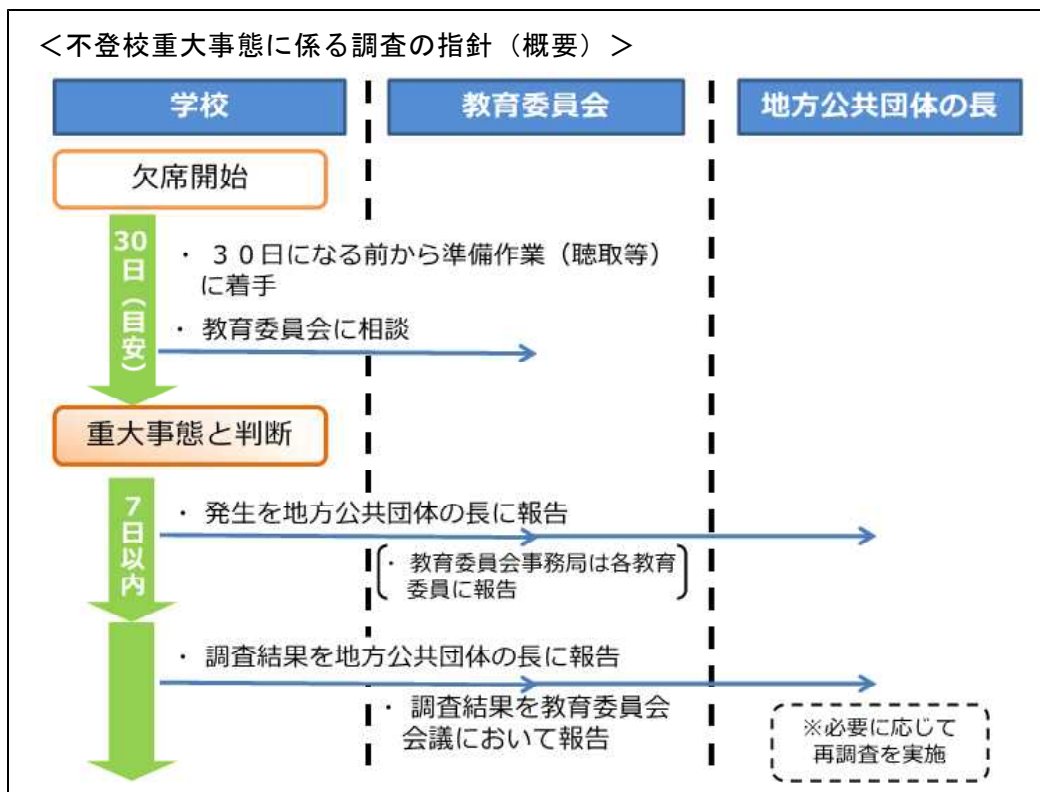
重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。また、被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。児童生徒が自殺を企図した場合や心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合がそれにあたります。

(2) 不登校重大事態

いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。相当期間とは、年間30日を目安としますが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず迅速に調査に着手します。（下図参照）



「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月／文部科学省）」より引用

* 参考となる資料

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- 生徒指導提要
- いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定）（別添1、2）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- いじめ対応の手引き
- 青森県いじめ防止基本方針

令和4年12月 文部科学省
 平成29年3月 文部科学省
 平成29年3月 文部科学省
 平成31年3月 青森県教育委員会
 平成29年10月 青森県教育委員会

〔５〕 不登校への対応について

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要があります。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはいけません。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要です。

１ 不登校の未然防止につながる発達支持的生徒指導

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせない「魅力ある学校づくり・学級づくり」を進めることです。そのためには、日々の授業や行事等の工夫・改善により、学級や学校をどの児童生徒にも落ち着ける場所にしていくこと（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場面を実現していくこと（絆づくりのための場づくり）が必要です。

２ 不登校対策としての課題未然防止教育

【ＳＯＳを出すことの大切さ】

悩みがあることは「恥ずかしいこと」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える児童生徒も見られます。悩みをもつことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組を行うことも有効です。

- ① 児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にＳＯＳを出す方法を身に付けるための教育を行う。
- ② 児童生徒を対象とした心身の健康の保持増進に関する教育を行う。
- ③ 保護者を対象とした親子関係や思春期の心理等について学ぶ学習会を行う。

【教職員の相談力向上のための取組】

児童生徒が発するＳＯＳを受けとめるためには、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行い、教職員の意識改革を目指すことが求められます。

- ④ 児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールを活用する。
- ⑤ 不登校の背景要因や具体的な関わりについて話し合うコンサルテーションを行う。

３ 不登校対策における課題早期発見対応

不登校の予兆として、児童生徒の欠席日数が徐々に増えていくケースがあります。長期欠席の基準となる欠席日数が30日を越えるまでには、少なくとも1ヶ月半の猶予があります。初期の段階で状況に応じて、下記のような働きかけを適切に行うことが大切です。

病気等で欠席	⑥ 児童生徒の状態の把握や保護者との情報共有のため、電話連絡をする。
3日間連続の欠席	⑦ 家庭訪問し、当該児童生徒への温かい声かけや、保護者への家庭での様子の聞き取りをする。 ⑧ 登校後、休み時間や放課後などを中心に個別の相談を行う。
1ヶ月内に5日間の欠席	⑨ いじめや家庭内暴力、児童虐待等の可能性もあることを視野に校内支援会議を立ち上げ、学校における具体的な支援の仕方を定める。 ⑩ 教育委員会へ一報を入れる。
同じ学期内に10日を越える欠席	⑪ 「児童生徒理解・支援シート」を作成し、必要に応じて外部機関も加えたケース会議を開催する。 ⑫ 児童生徒の欠席が増えて不安や焦りを感じている保護者との面談やカウンセリング等を通じた支援を行う。

４ 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導

【校内支援体制の構築】

不登校児童生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要です。支援の際には、不登校のきっかけや要因、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めて継続的に把握する必要があります。

- ⑬ 学校は、当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・支援シート」等を活用した支援を行う。
- ⑭ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、個別のケース会議等の組織的な支援を行う。

- ⑮ 教員やスクールカウンセラー、関係機関が連携した校内における教育相談体制の充実を図る。
- ⑯ 不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていくように指導上の工夫をする。
- ⑰ 当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ＩＣＴ等を通じた支援、家庭訪問による支援を行う。

【教育機会の確保】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）を踏まえ、児童生徒の社会的自立を目指す観点から、以下のような取組や配慮が必要です。

- ⑱ 教育支援センター（適応指導教室）等を活用し、多様な教育機会を確保する。
 - ⑲ 保健室、相談室及び学校図書館等を活用し、安心して学校生活を送ることができるように支援する。
 - ⑳ 多様な進路を実現するための情報提供を行う。
- ＊①～⑳は不登校の未然防止や対応への具体的な取組

5 スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の活用について

(1) ＳＣの職務

ＳＣは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見及び支援・対応等や学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒、障害のある児童生徒・保護者への支援に係る助言・援助等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）を行います。

【具体的な活用場面の例】

＊（ ）内の丸数字は上記 2～4 で述べた不登校への具体的な取組

- 児童生徒に対する支援
 - 授業の実施（①、②）、児童生徒との面談やカウンセリング（⑧）
 - ※ＳＣとの全局面談も、リレーションづくりや不登校・問題行動等の早期発見に有効
- 保護者に対する支援
 - 保護者向けの講話（③）、保護者との面談やカウンセリング（⑫）
- 教職員に対する支援
 - 指導アイデアの提供（①、②）、教職員向けの研修（④、⑤）、ケース会議への参加（⑭）

(2) ＳＳＷの職務

社会の急激な変化に伴って児童生徒が抱える課題が多様化している状況において、県教育委員会では、問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置しています。関係機関等とのネットワーク構築や、学校内におけるチーム体制の構築、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供などを行います。

【具体的な活用場面の例】

- 保護者との関係づくり
 - 「遅刻や欠席が多くなり、保護者との連絡がとりにくくなった。」
- 関係機関等とのネットワークづくり
 - 「家庭環境に問題があり、学校だけで解決するのが難しい。」
 - 「児童相談所や福祉部局と連携して、問題の改善・解決につなげたい。」
- 学校内で組織的に対応できる支援体制づくり
 - 「対応を担当や学年任せにせず、全教職員で役割を分担し支援の充実を図りたい。」
- 保護者、教職員等に対する情報提供
 - 「発達障害の疑いがあるが、だれに・どこに相談したらよいか分からない。」
- 教職員への研修活動
 - 「ケース会議の進め方について、共通理解を図りたい。」

＊ 参考となる資料

- | | | |
|---|----------|-----------|
| ・生徒指導提要 | 令和4年12月 | 文部科学省 |
| ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知） | 令和4年6月 | 文部科学省 |
| ・不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） | 令和元年10月 | 文部科学省 |
| ・小学校（中学校）学習指導要領（総則編）解説 | 平成29年7月 | 文部科学省 |
| ・生徒指導リーフ（Leaf 2, 5, 14） | 平成27年12月 | 国立教育政策研究所 |

〔 6 〕 児童虐待への対応について

平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は過去最多となり、関係閣僚会議において『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定されました。これを受けて、文部科学省では、内閣府、厚生労働省と連名で児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールを次のとおり定めました。

- ・学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。
- ・保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること。
- ・要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

また、令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立（令和2年4月施行）し、親権者等による体罰禁止が法定化されました。

上記を基に、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨むための具体的な対応方法等については次のとおりです（本文中の「児童」及び「子ども」等は、児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律上の児童の定義「18歳未満の者」を指します）。

1 虐待とは

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、いくつかのタイプの虐待が複合していることもあるため注意が必要です。また、ヤングケアラーも放置すれば児童虐待の影響と同様の課題を生じさせる可能性があるため、支援が必要とされます。

【虐待の種類】

身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（けがの有無とは別に、暴行の可能性の有無で判断する）
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（児童ポルノの被写体にすることなども含む）
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（兄弟姉妹間での不当なまでの差別、配偶者に対する暴力や暴言（DV）を目撃することなど）

2 学校、教職員等の対応について

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努める（図1参照）とともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが義務付けられています。そして、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応や方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。

(1) 重篤な虐待が疑われる場合

虐待は児童の心身の成長に深刻な影響を及ぼし、場合によっては生命に関わることもあるため、以下のア～エに該当するような重篤な虐待が疑われる場合は、速やかに児童相談所に通告しなければなりません。

- ア 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど等）があり、身体的虐待が疑われる場合
- イ 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等）があると疑われる場合
- ウ 性的虐待が疑われる場合
- エ 子どもが帰りたいと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）

通告された保護者が学校に対して「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに」などと言ってくることも考えられますが、その場合は、学校には法的な通告義務があることや虐待の有無

などの調査は児童相談所が行うことを明確に伝えます。

なお、通告後、児童相談所で児童の安全確保が必要と判断した場合には、その児童を一時保護します。

【一時保護について】

(ア) 一時保護の目的

児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを一時保護所に保護し、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができる。

(イ) 一時保護の強行性

子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

(一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされている)

(ウ) 一時保護の解除

一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。

「一時保護ガイドライン（令和4年12月改訂版／厚生労働省）」より引用

(2) 虐待が疑われる場合

前述の「(1) 重篤な虐待が疑われる場合」以外の虐待については、市町村（虐待対応担当課）に通告します。通告後、市町村で虐待対応したケースは、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で進行管理されます。

【要保護児童対策地域協議会（要対協）について】

要対協は、虐待を受けた児童等に対し関係機関が連携を図りながら対応することを目的に法的に位置付けられた組織です。

要対協の業務は、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報、その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

【西北管内の要対協】

市 町 名	要対協の名称	事 務 局	電話番号(代表)
五所川原市	子どもの幸せ推進協議会	市役所家庭福祉課児童家庭係	0173-35-2111
つがる市	子どもの幸せ推進協議会	市役所福祉部福祉課	0173-42-2111
鱒ヶ沢町	要保護児童対策地域協議会	町役場福祉衛生課	0173-72-2111
深浦町	要保護児童対策地域協議会	町地域包括ケアセンター	0173-74-2111
板柳町	虐待等対策連絡協議会	町役場介護福祉課	0172-73-2111
鶴田町	要保護児童対策地域協議会	町役場健康保険課	0173-22-2111
中泊町	子供の幸せ推進会議	町役場	0173-57-2111

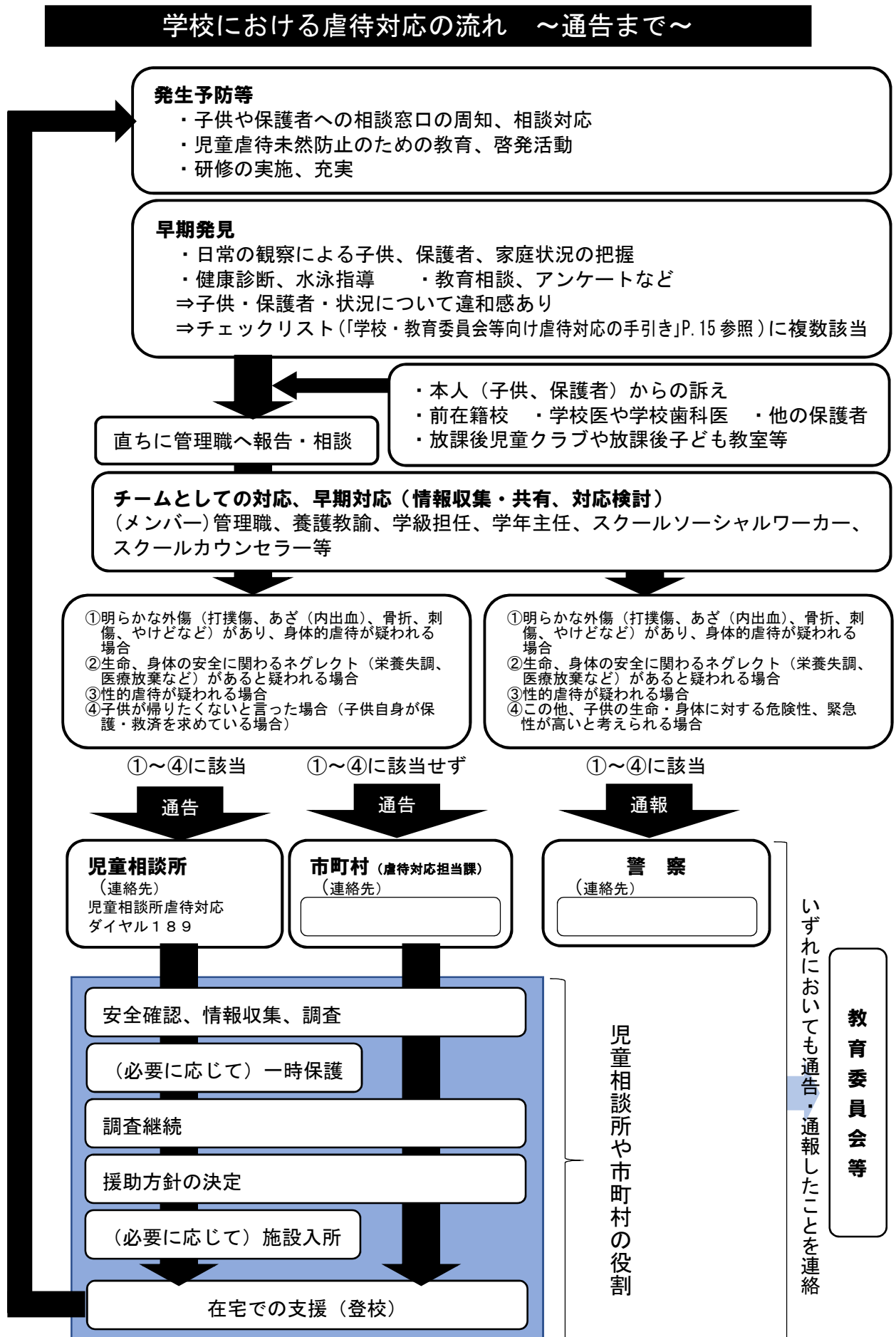
(3) 虐待が疑われる児童・生徒の記録について

外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけどなど）がある場合、学級担任や養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録します。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列順に本人の発言内容も含めて、具体的に記録します。その際、事実と推測を混同せずに記載することが重要です。

* 参考となる資料

- ・一時保護ガイドライン 令和4年12月改訂版 厚生労働省
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 令和2年6月改訂版 文部科学省

図 1



「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版／文部科学省）より引用

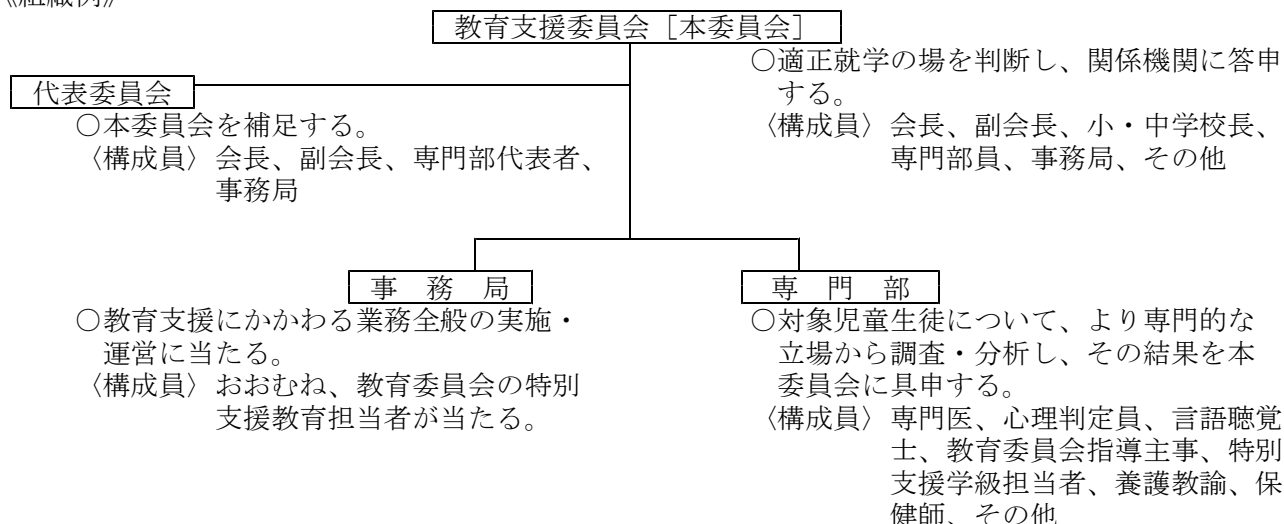
3 教育支援委員会について

管内の各教育委員会では、教育支援委員会が設置され、障害のある児童生徒の適正就学のための支援及び指導が行われている。

適正就学及び一貫した支援について、関係機関との連携・協力を密にし、一層の充実に努める。

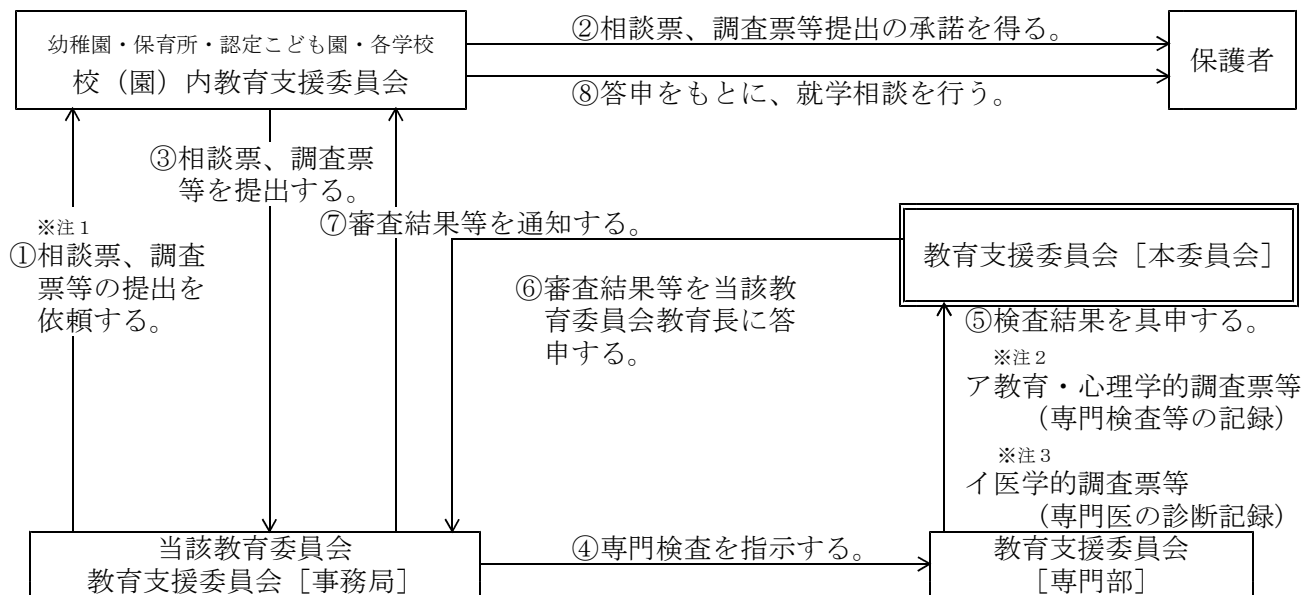
1 組織及び構成員

《組織例》



2 適正就学への作業手順

《手順例》



※注1、※注2、※注3は、それぞれ以前のA票、B票、C票に相当する。

《留意点》

- 適性診断に必要な時間を十分確保するため、活動をできるだけ早期に開始する。
- 学校から教育支援委員会 [事務局] への就学相談票等の提出に当たっては、保護者との話し合いを十分に行い、承諾を得る。
- 専門部の検査においては、標準化された諸検査（知能検査、発達検査、社会生活能力検査等）を厳密に行うとともに、成育歴及び現在の心身の状態、行動、家庭環境等について調査、観察を十分に行い、多角的な情報を収集する。
- 教育支援委員会 [本委員会] の総合判断は、上記の情報をもとに総合的見地から慎重に行う。
（就学に関する当該教育委員会の判断と保護者の意見が異なる場合には、青森県教育委員会が設置した教育支援委員会に助言を求めることができる。）

※ 「障害のある子どもの就学事務について（平成26年3月青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室）」を参照してください。

《就学指導に関する教育相談機関》

下記の各相談機関では、乳幼児及び児童生徒の成長や発達、養育、就学、進路等について、保護者や子どもに関わる方々の様々な不安や疑問に対し、随時、相談の窓口を開いています。

- 青森県教育委員会では、専門的教育関係者が相談員となって、「地区就学相談・教育相談会」を実施しています。相談員と個別に相談することができますので、保護者や幼稚園、保育所、認定こども園をはじめ、小・中学校の教員も利用してください。

1日目 五所川原市立南小学校 令和5年7月26日（水）

2日目 つがる市立向陽小学校 令和5年7月28日（金）

- 県立森田養護学校では、教育相談を実施しています。

時間：月曜日～金曜日（午後3時30分～午後4時15分） TEL 0173-26-2610

- 青森県総合学校教育センター特別支援教育課においても、教育相談を実施しています。

時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 017-764-1991

- 五所川原市教育委員会、つがる市教育委員会では、下記の特別支援学級及び通級指導教室を設置し、教育相談に応じています。

* 五所川原小学校 病弱学級 TEL 0173-35-2767

（長期入院している児童のために、つがる総合病院内に設置しています。）

* 向陽小学校 通級指導教室（ことばの教室） TEL 0173-42-2063

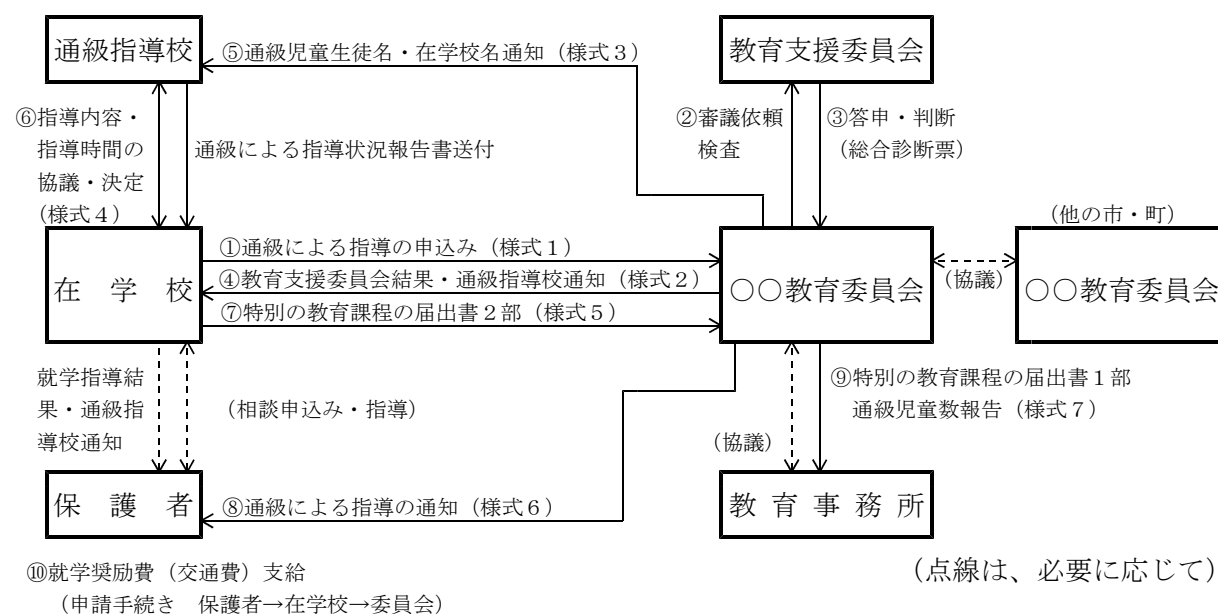
* 中央小学校 通級指導教室（まなびの教室） TEL 0173-34-4047

* 木造中学校 通級指導教室 TEL 0173-42-3250

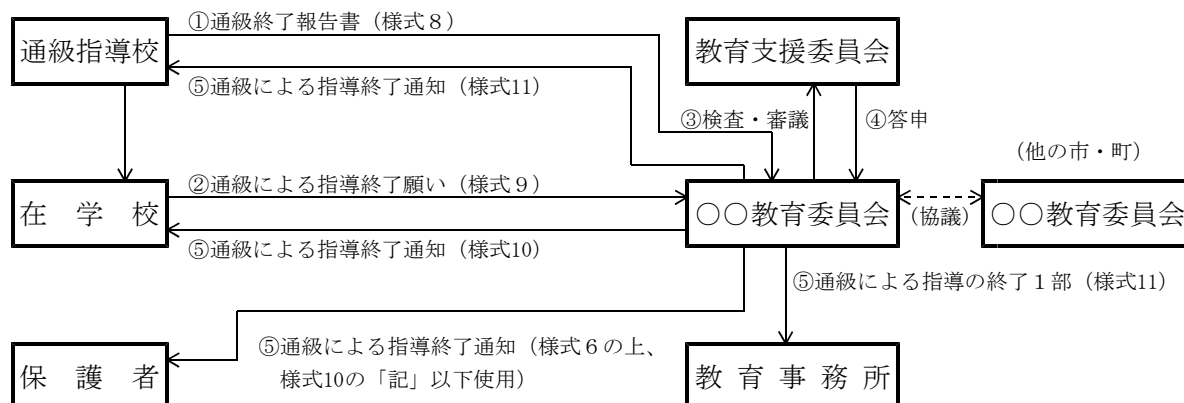
《通級による指導の手順》

※利用される場合は、当該児童の在籍する学校の教育委員会へお問合わせください。（P.84参照）

1 通級による指導開始（申込み）経路



2 通級による指導終了経路



※ 様式については、「通級による指導の手引き（平成12年4月青森県教育委員会）」を参照してください。「通級による指導の手引き」がない場合は、教育事務所担当まで御相談ください。

4 各種手続き等

〔1〕 学校訪問について

1 基本方針

県教育委員会、西北教育事務所の学校教育指導の方針と重点を踏まえ、管内小・中学校の現状と教育課題を把握するとともに、その解明のために指導・助言を行い、教育水準の向上に資する。

2 訪問の実際

訪問は、次のように実施する。ただし、五所川原市教育委員会及びつがる市教育委員会管内の学校訪問については、それぞれの教育委員会が別に定める。

○ 前期計画訪問

(1) 目的

- ア 学校運営、教育課程の管理等にかかわる現状把握と課題解決について指導・助言する。
- イ 学習指導、生徒指導等にかかわる諸問題を把握し、指導・助言する。
- ウ 「学校教育指導の方針と重点」に基づき、特に推進すべき事項等について周知する。

(2) 時期・回数

- ア 6月から7月までを原則とする。
- イ 1校につき年1回実施する。

(3) 日程

- ア 午前又は午後の半日日程とし、日程の詳細については、各校の実情に応じて適宜編成する。
- イ 午前日程の開始時刻は9時以降、午後日程の開始時刻は13時30分以降とする。

(4) 内容

- ア 校長等との話合い（45分程度）
 - ・学校のエデュケーション課題、学校経営、学校運営の方針について
 - ・学校のエデュケーション課題解決のための具体的な方策や実践について
 - ・エデュケーション課程の編成、実施、評価、改善等について
 - ・学習指導（学力の実態把握と向上対策を含む）、生徒指導等について
 - ・学校教育指導の12の重点と自校のエデュケーション活動との関わりについて
 - ・エデュケーション事務所からの指導・助言（15分）
- イ 授業参観（小：45分間 中：50分間）
 - ・1授業時間で全ての学級を参観する。
- ウ 諸表簿の閲覧（45分程度）
 - ・経営案（学年、学級）
 - ・指導要録（様式2については、各学年とも出席番号の最初の1名分を代表して閲覧します）
 - ・出席簿
 - ・各教科・領域等の年間指導計画、道徳教育の別業
 - ・道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動、食育、情報教育、環境教育等の全体計画
 - ・各分掌の指導計画（生徒指導、進路指導、学校保健、学校安全等）
 - ・いじめ防止基本方針、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアル
 - ・危機管理マニュアル、個別のエデュケーション支援計画、個別の指導計画、キャリア・パスポート、スタートカリキュラム（小学校）等
 - ・各種学力検査等の分析と対策

(5) 計画書等の提出について

- ア 前期計画訪問計画書（様式1）1部と授業一覧1部を、訪問日の1週間前までに、エデュケーション事務所長宛て提出する。（メールによる提出も可）
- イ 授業一覧には、年組、教科等、題材名、ねらい、授業者名、授業場所を記載する。
- ウ 当該教育委員会教育長宛て計画書を1部送付する。

(6) その他

- ア 訪問者は3名を基本とする。（課長または主任指導主事、指導主事2名）
- イ 「(1)校長等との話合い」と「(3)諸表簿閲覧」については、時間を分割して設定してもよい。

○ 後 期 計 画 訪 問

(1) 目的

- ア 各学校の研究計画に基づく課題解決のための指導・助言を行う。
- イ 学習指導、生徒指導等にかかわる諸問題を把握し、指導・助言する。

(2) 時期・回数

- ア 8月下旬から12月上旬までとする。
- イ 1校につき年1回実施する。

(3) 日程

- ア 1日日程とし、開始は9時以降とする。日程の詳細については、各校の実情に応じて適宜編成する。

(4) 内容

- ア 一般授業
 - ・一般授業と提案授業で全教員の授業を実施し、同一の教科等に偏ることがないように配慮する。
 - ・研究主題とのかかわりを踏まえた指導案（略案）を作成する。
 - ・指導案（略案）には、単元全体の「指導と評価の計画」を必ず入れる。（道徳、特別活動以外）
- イ 提案授業
 - ・研究主題、研究仮説に即した授業となるよう配慮し、指導案（細案）を作成する。
 - ・参観者に授業研究の視点を示す。
- ウ 校長等との話し合い（30分程度）
 - ・前期計画訪問後の取組状況や学力の状況について
 - ・生徒指導について（不登校・問題行動等の現状と対応）
- エ 諸表簿の閲覧（30分程度）
 - ・健康診断票
 - ・出席簿
 - ・各教科・領域等の指導の実施状況（年間指導計画に反省を記入したもの）
 - ・前期計画訪問で指導を受けて訂正・修正した部分がある場合は該当する表簿
- オ 全体会
 - ・研究協議の前に西北教育事務所からの説明の時間（10分程度）を設定する。
 - ・研究協議会においては、協議の視点を示すなどして、話し合いを焦点化し、研究仮説による検証や成果と課題の明確化、今後の方向性の共通理解など、協議内容の充実を図る。
 - ・指導・助言の時間は、提案授業の指導・助言（15分）、総括・講評（5分）を含んで40分以上を学校規模に応じて設定する。

(5) 計画書等の提出について

- ア 後期計画訪問計画書（様式2）、学習指導案【一般授業（略案）、提案授業（細案）】及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に1を加えた部数を、教育事務所長宛て提出する。
- イ 当該教育委員会教育長宛て計画書を1部送付する。

○ 要 請 訪 問

(1) 目的

- 校内研修における課題解決のため、校長、当該教育委員会教育長の要請を受けて訪問し、指導・助言する。各学校においては積極的に要請し、校内研修の充実を図る。

(2) 時期

- 要請に応じて、随時実施する。

(3) 日程・内容

- ア 訪問の日程は、要請する指導主事と連絡を取り合い決定する。
- イ 訪問当日の日程、内容及び資料の作成等に当たっては、要請する学校で計画、作成する。

(4) 計画書の提出について

- 要請訪問計画書（様式3）、学習指導案及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に1を加えた部数を、教育事務所長宛て提出する。
- また、当該教育委員会教育長宛て計画書を1部送付する。

3 訪問日について

- 各学校の計画訪問日、要請訪問日については、教育事務所が学校訪問日調査票に基づいて調整し、決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

[様式 1] 前期計画訪問計画書 (A 4 判縦)

文 書 番 号 令和 年 月 日	
西北教育事務所長 殿	学 校 名 校長氏名 (公印省略)
前期計画訪問計画書の提出について	
1	訪問月日 令和 年 月 日 ()
2	訪 問 者 所属 職名 氏名
3	日 程 (1)校長等との話し合い ○ : ○ ~ ○ : ○ (2)授業参観 ○ : ○ ~ ○ : ○ (3)諸表簿の閲覧 ○ : ○ ~ ○ : ○ (4)教育事務所から ○ : ○ ~ ○ : ○ *上記に限らず、日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。
4	授業一覧 《別紙でもよい》

[様式 2] 後期計画訪問計画書 (A 4 判縦)

文 書 番 号 令和 年 月 日	
西北教育事務所長 殿	学 校 名 校長氏名 (公印省略)
後期計画訪問計画書の提出について	
1	訪問月日 令和 年 月 日 ()
2	訪 問 者 所属 職名 氏名
3	日 程 (1)校長等との話し合い ○ : ○ ~ ○ : ○ (2)一般授業 ○ : ○ ~ ○ : ○ (3)提案授業 ○ : ○ ~ ○ : ○ (4)諸表簿の閲覧 ○ : ○ ~ ○ : ○ (5)全体会 ○ : ○ ~ ○ : ○ *上記に限らず、日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。

[様式 3] 要請訪問計画書 (A 4 判縦)

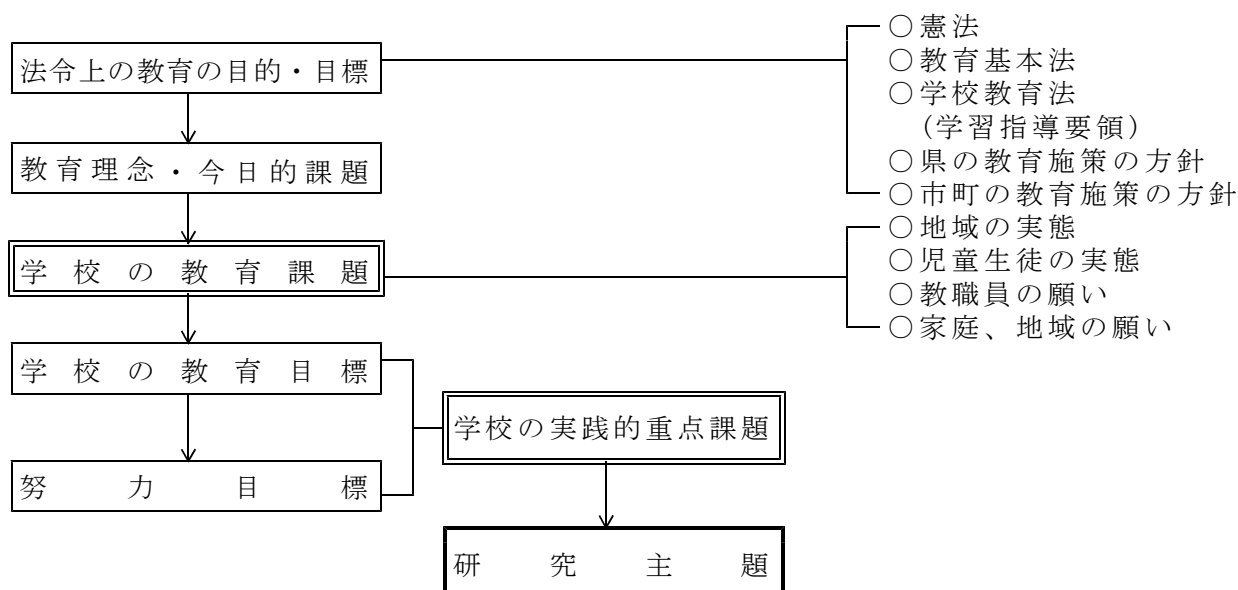
文 書 番 号 令和 年 月 日	
西北教育事務所長 殿	学 校 名 校長氏名 (公印省略)
要請訪問計画書の提出について	
1	訪問月日 令和 年 月 日 ()
2	訪 問 者 所属 職名 氏名
3	日 程 : ○ : ○ ~ ○ : ○
4	要請内容

* 計画訪問や要請訪問において、特に指導を受けたい事項がある場合は、1～2項目に絞り、具体的に記入する。その場合は、訪問する指導主事と連絡をとり、説明に必要な時間を日程に追加する。

〔２〕 校内研究について

1 研究主題設定の手順

研究主題を設定するまでの手順を図示すると、次のようになる。



(1) 学校の教育課題のとらえ方

『学習指導要領解説 総則編』に「各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。」と示されている。

学校の教育課題とは、教育目標の実現や教育課程の改善のための各学校が抱える諸問題であると位置付ける。

(2) 学校の実践的重点課題のとらえ方

学校の実践的重点課題は、教育目標と努力目標の関連から導き出され、一定期間内に達成されることを前提とした重点的、具体的な達成目標ともいえるべきものであり、教育目標を達成するために実践すべき最も身近で切実な課題である。

(3) 学校の実践的重点課題と研究主題との関連

学校の実践的重点課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出し、それを目的と方法の形で、簡潔明瞭に要約したものが研究主題である。

2 授業研究の充実のために

校内研究では、研究授業とその前後の研究協議会が主な研究の機会となっている。この一連の研究授業を通して、授業改善や実践的指導力の向上に結び付けることが大切である。

(1) 授業中の児童生徒の学ぶ姿から、授業の在り方を共に話し合う。

授業について話し合う時には、教科等の指導の方法や技術等について話し合うだけでなく、同じ目標を目指して共に研究しているという立場から、児童生徒の学ぶ姿を見取って指導の在り方を話し合うことが必要である。児童生徒が主体的に学んでいる姿やつまづいている姿を見取る力は教員として重要な資質であり、児童生徒の学ぶ姿に基づいて話し合うことで指導上の課題が共有される。

(2) 授業参観の視点、研究協議の視点を示して実践を次につなげる研究の在り方を共に話し合う。

学習指導案を検討する時には、本時の指導の内容や展開だけでなく、研究仮説を踏まえてねらいとする児童生徒の姿や目指す資質・能力を整理することが大切である。それは、本時の授業参観の視点として具体化され、その後の研究全体を貫く柱につながるものとなる。あらかじめ観察する児童生徒を役割分担しておくなど、記録の取り方等を工夫する。また、研究協議では、研究仮説に基づいて協議の視点を示すとともに、観察記録をもとにグループ協議を取り入れるなどして、話し合いの活性化を図り、成果や課題について全体で共有、今後の方向性を確認した後に個人の振り返りをして自身の授業改善につなげる大切である。

3 校内研究計画書

(1) 様式(A4判縦)

令和5年度 校内研究計画書							
整理 番号	P.82～83 を参照	学校名		学級数		校長 氏名	
研究教科等							
1 研究 主題	例)「〇〇〇のための〇〇〇についての研究」 (目的) (方法) ＊実践的重点課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出して研究主題を設定する。 ・研究の目的、方法がわかるように記述する。 ・副題を設定する場合は、研究の具体的な手立てや内容について記述する。						
2 研究 主題 設定 の 理 由	＊学校の実践的重点課題の中から研究主題を設定した理由を記述する。 (1) 教育目標との関連から (2) 児童生徒の実態から (3) 指導の反省から						
3 研究 目標	例)「〇〇〇において、〇〇〇のために、〇〇〇が有効であることを実践的に明らかにする。」 (場・内容) (目的) (方法) ・この目標を通して、何を明らかにしようとするのかを記述する。						
4 研究 仮説	例)「〇〇〇において、〇〇〇することによって、〇〇〇になる。」 (場・内容) (方法) (目的) ・この仮説によって、児童生徒がこのように変わるのではないかという見通しを記述する。 ・検証する際の基盤となるように記述する。 ・研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。						
5 研究 の 概 要	(1) 研究内容 ・研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。 (2) 研究方法 ・組織や主たる研究方法について記述する。 (3) 検証方法 ・研究仮説を踏まえた検証方法を具体的に記述する。 (4) 年次計画 ・今年度の位置を明確にする。(〇年計画の〇年目かが、分かるように)						
6 本 年 度 の 研 究 計 画	月 日	内 容			方 法		
		・具体的な研究内容の他に一般研修についても簡単に記述する。 ・作業日程の記入は不要。			・研究の各段階で主として活用される研究方法について記述する。		

(2) 備 考

ア 上記の様式に従って作成し、当該教育委員会教育長宛て2部提出する。

イ 提出締切日は、令和5年5月12日(金)とする。

※ 校内研修と校内研究

校内研修は教職員の資質能力を高める上での基盤である。特に、教職に関する専門的事項についての研修を組織的、計画的、発展的に進め、その成果を日常の教育活動に活用されるよう努めることが大切である。また、今日的な教育課題について十分把握し、柔軟に対応できるよう研修に努めたい。

校内研究は、学校の実践上の課題を取り上げて研究主題を設定し、全校体制で取り組む研究活動である。校内研究は校内研修に内包され、その中核である。

校内研修計画を作成する際には、「校内研究として取り上げる内容」「一般研修として取り上げる内容」「校外研修と関連させる内容」を明確にするとともに、校内研修を推進するための機構や校内研究に取り組む日常の研究体制等について自校の教育計画に位置付ける必要がある。

また、「校内研究計画書」は、研究主題、研究概要等について簡潔に記載し、校内研究の全体像を確認したり振り返ったりするなど、常に活用を図ることが大切である。

〔３〕 特別支援教育巡回相談員制度について

１ 制度のねらい

小・中学校等に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

〔過去５年間の特別支援学級等指導員・巡回相談員制度及び特別支援教育巡回相談員制度活用状況〕（単位：件）

	特別支援学級からの要請		通常学級からの要請		校内研修		合計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
平成30年度	14	7	25	3	2	2	53 ※
令和元年度	25	10	20	2	0	1	58 ※
令和２年度	13	5	7	4	0	0	29 ※
令和３年度	24	14	11	7	0	2	58 ※
令和４年度	25	18	10	1	0	0	54 ※

※ １回の要請で、特別支援学級の訪問、通常学級の訪問、校内研修が重複する場合もある。

２ 特別支援教育巡回相談員の派遣要請について

- (1) 巡回相談員 管内の特別支援教育に係る専門性の高い教員及び県立特別支援学校の教員
- (2) 要請期間 ６月から翌年２月末まで（この期間外で派遣要請をしたい場合には、教育事務所担当へ御相談ください。）
- (3) 要請回数 １校につき年２回まで（特別な事情がある場合には、３回まで）
- (4) 要請内容の例
 - ア 児童生徒（特別支援学級、通常学級どちらでも）の実態の把握の仕方や支援の仕方
 - イ 授業を参観した上での助言
 - ウ 学級経営上の諸問題への助言
 - エ 教材・教具の作り方と活用の仕方
 - オ 通知票、指導要録、個別的教育支援計画、個別の指導計画、学習指導案、特別的教育課程の届出書、特別的教育課程の実施報告書等の作成の仕方や記入の仕方
 - カ 特別支援教育コーディネーターの役割、校内委員会の運営、全教職員による特別支援教育の推進等への助言
 - キ その他
- (5) 日程
 - ア 特別支援教育巡回相談員も自校の学級を担当していることから、原則として、要請は午後からとする。
 - イ 特別支援教育巡回相談員と学校側との共通理解を図るために、特別支援教育巡回相談員と学校長等との面談を訪問日程の中に組み入れるようにする。

(6) 要請手続

- ア 教育事務所が、各校へ特別支援教育巡回相談員設置要綱を４月上旬までに配布し、要請を募る。
- イ 各学校は、４月下旬までに、派遣の有無を教育事務所から出される「特別支援教育巡回相談員派遣要請希望調査票（電子申請届出システム）」により、一年間を見通した上で回答する。急な要請が必要となった場合には、その都度、教育事務所担当へ直接電話等で連絡をする。
- ウ 教育事務所が、要請日等を調整し、決定した期日と特別支援教育巡回相談員名を要請校に連絡する。
- エ 要請が決定した学校は、要請日の２週間前までに、〔様式１〕及び調査票で提出した内容と異なる場合は「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」を教育事務所へ各１部、〔様式２〕及び「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」を当該教育委員会へ各１部提出する。また、２回目以降の要請において、相談の対象児童生徒が１回目と同じである場合には、「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」は提出しなくてよいものとする。
- オ 訪問を受けた小・中学校長は、教育事務所及び当該教育委員会へ２週間以内に「巡回相談員活用報告書」を提出する。

※ 各種様式については、特別支援教育巡回相談員設置要綱とともに各学校へ送付する。（西北教育事務所ホームページでダウンロード可）

3 そ の 他

- (1) 特別支援教育巡回相談員の派遣に要する旅費は、青森県教育委員会が負担する。
- (2) 特別支援学級担任者が新担任者である場合は、原則として派遣を要請すること。

〔様式1〕（A4判縦）

				文 書 番 号 令和 年 月 日
西北教育事務所長 殿				学 校 名 校長氏名 (公印省略)
特別支援教育巡回相談員の派遣について				
このことについて、下記のとおり要請します。				
記				
1	日 時	令和 年 月 日 ()	〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇	
2	場 所	立 学校		
3	日 程			
	(1) : ~ :	} (時間と内容を記入する。)		
	(2) : ~ :			
	(3) : ~ :			
4	特別支援教育巡回相談員 所属校・職・氏名			
5	指導を受けたい内容 (箇条書き)			
	(1)			
	(2)			

〔様式2〕（A4判縦）

				文 書 番 号 令和 年 月 日
○○○○教育委員会 教育長 ○ ○ ○ ○ 殿				学 校 名 校長氏名 (公印省略)
特別支援教育巡回相談員の派遣について				
このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。				
(以下は、西北教育事務所に提出する文面と同様)				
記				
1	日 時	令和 年 月 日 ()	〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇	
2	場 所	立 学校		

〔４〕生徒指導に係る各種派遣手続きについて

１ スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の派遣について

（１）派遣申請手続の流れ

ア 派遣を希望する学校は、当該教育委員会に派遣についての旨を電話で連絡する。教育委員会の了承を得たら、西北教育事務所へ電話で連絡する。（対象となる児童生徒の概要、申請理由など）

＊電話での問合せ・相談にも対応します。【西北教育事務所 0173-34-2111(297)】

イ 西北教育事務所は、派遣する担当ＳＳＷを決定する。

ウ 学校は、担当ＳＳＷからの電話連絡を受け、派遣日時を調整する。派遣日時が決定したら、当該教育委員会へ電話で連絡する。

エ 当該教育委員会は、スクールソーシャルワーカー派遣申請書（対象となる児童生徒ごと、派遣日ごとに作成）を教育事務所に１部提出する。

（２）スクールソーシャルワーカーの派遣

学校や関係保護者及び児童生徒との面談を実施し、状況を把握する。

（３）対応の協議・決定

学校と対応を協議し、今後の方向性を決める。

（４）対応例

ア 関係機関との連絡・調整を行う。

イ ケース会議を実施し、決定したことに取り組む。

ウ 関係者に必要な助言や情報提供等の支援を行う。

（５）その他

ア 派遣回数に制限は設けない。

イ 相談者との相談や会議等を設定する場合は、原則としてその時間を60分以内とし、終了時刻を遅くとも18時までとする。

【派遣申請書の様式】（Ａ４版縦）

西北教育事務所長 殿	○○○第 号 令和 年 月 日
○○○教育委員会教育長 (公印省略)	
スクールソーシャルワーカー派遣申請書	
下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します。	
記	
１ 派遣日時 令和 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分	
２ 派遣校 ○○立○○○学校 電話番号 ○○○○-○○-○○○○ 担当職・氏名 ○○○ ・ ○○ ○○	
３ 申請理由	
４ 派遣内容 ア 問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整 ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 オ 教職員への研修活動 カ その他 () ※該当する記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。	

2 スクールカウンセラー（ＳＣ）の緊急派遣等について

小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウセンリングが必要な事案が生じた場合は、市町教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣することができる。

(1) 派遣申請手続

市町教育委員会は、スクールカウンセラー緊急派遣申請書（別紙１－２）を、県教育委員会教育長宛て提出する。

(2) 勤務・相談状況報告

小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用 別紙３－２）を２部作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに当該教育委員会教育長宛て及び県教育庁学校教育課長宛て１部ずつ提出する。

(3) その他

緊急対応のためのスクールカウンセラーの報酬及び旅費の支給等の手続きは、県教育庁学校教育課が行う。

【緊急派遣申請書の様式】（Ａ４判縦）

(別紙１－２)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

〇〇〇教育委員会教育長 印

スクールカウンセラー緊急派遣申請書

下記のとおり、スクールカウンセラーの派遣を受けたいので、申請します。

記

1 派遣日時
令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

2 申請理由

3 勤務場所

4 その他

【勤務・相談状況報告書の様式】（Ａ４判縦）

(別紙３－２)

勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）

派遣校	確認印	従事した日	従事した時間	本人印	相談状況
		月 日（曜日）	時 分 時 分 （時間 分）		
		月 日（曜日）	時 分 時 分 （時間 分）		
		月 日（曜日）	時 分 時 分 （時間 分）		
		月 日（曜日）	時 分 時 分 （時間 分）		
		月 日（曜日）	時 分 時 分 （時間 分）		
			計	時間	分

※ 申請した月ごとに提出して下さい。

3 合同サポートチーム（ＳＴＥＰＳ）の派遣について

合同サポートチームは、「県教育委員会と県警察本部が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣することで、教育と警察との合同のチームという特色を生かして、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援する」ことを目的として設置されている。少年の非行防止及び犯罪被害防止に関して、集会等での児童生徒への啓発・指導、教員、ＰＴＡ研修会等での助言、健全育成団体等が主催する会議での講話・情報提供を行うものである。

(1) 派遣申込手続

- ア 小・中学校は、「合同サポートチーム派遣申込書」（別紙様式１）を作成の上、派遣希望日の概ね１か月前までに、当該教育委員会に３部提出する。
 イ 市町教育委員会は、学校から提出された「派遣申込書」を教育事務所に２部提出する。
 ウ 教育事務所は、「派遣申込書」を県教育庁学校教育課に１部提出する。

(2) 派遣申込テーマ等

派遣申込テーマは以下のとおりとする。ただし、例示テーマ以外については別途派遣先と事務局で協議するものとする。

- ア 少年非行の実態や非行防止に向けた取組
 イ 初発型非行（万引き・自転車盗）や不良行為（飲酒・喫煙）
 ウ 薬物乱用防止
 エ 犯罪被害防止と被害少年の援助
 オ 不審者の侵入や登下校時の連れ去りなどに対する学校の安全管理
 カ 非行と少年の心理
 キ ネット犯罪防止及び被害の防止
 ク いじめや暴力行為などの学校内での問題行動
 ケ 子どもを非行に走らせない家庭での関わり
 コ 地域で取り組む少年非行防止

(3) 留意事項

この合同サポートチームは、県教育庁と県警察両機関の職員を合同で派遣し、学校等での取組を支援するものであることから、従来からの非行防止教室等の機会に警察職員のみが学校へ出向いて生徒へ講演するなどの取組については、これまでどおり各学校と警察署との連携で行うこととし、合同サポートチームの派遣申込は要しない。

(4) その他

派遣される職員の旅費については、合同サポートチームにおいて対応する。

【合同サポートチーム派遣申込書の様式】（Ａ４判縦）

(別紙様式１)	
合同サポートチーム派遣申込書	
申込月日 令和 年 月 日	
学 校・団体名	
派 遣 希 望	第一希望
年 月 日	第二希望
時 間	第三希望
テ ー マ	
対 象	
場 所	
内 容 (ある程度くわしく)	
申 込 担 当 者 連 絡 氏 名	

〔５〕 事故報告、集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の報告について

1 児童生徒の事故報告

（交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等）

児童生徒に係る事故・事件等が発生した場合は、電話にて概要を速やかに報告し、後日、最終報告として事故報告書（事故報告書様式）を提出する。

(1) 第1報の報告について

ア 緊急を要しない事故・事件

学校 → 当該教育委員会 → 西北教育事務所 → 県教育委員会

イ 緊急を要する重大な事故・事件

学校 → 当該教育委員会
↓
西北教育事務所 → 県教育委員会

【報告内容について】

可能な限り情報を把握して、第1報にて速やかに報告をお願いします。

- 1 発生日時（月日、時刻）
 - 2 発生場所（住所、具体的な場所）
 - 3 被害者・事故者（氏名、学年、組、性別、年齢）
 - 4 加害者（氏名、学年、組、性別、年齢）
 - 5 事故概要
 - (1) 交通・学校・水難事故、食物アレルギー等
連絡は誰からか、事故原因、発生時の状況、事故直後の行動、救急搬送の有無と搬送先、搬送時の同伴者、負傷の程度（医師からの説明等、できるだけ具体的に）、保護者への連絡の有無
 - (2) 問題行動等
連絡は誰からか、事件の状況、保護者・警察等への連絡の有無
 - 6 学校、教育委員会の対応（事故・事件発生後の対応等）
- ※ 第1報の後に、追加の情報や状況に変化等があった場合には、電話にて報告する。

(2) 事故報告書の提出について

各小・中学校は報告書を作成し、当該教育委員会教育長へ提出する。

当該教育委員会は、報告書の写しを西北教育事務所長へ提出する。

学校 → 当該教育委員会 → 西北教育事務所 → 県教育委員会

事故報告書様式（A4判縦）〔交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等〕

〇〇〇〇教育委員会 教育長 〇 〇 〇 〇 殿 学 校 名 校長氏名 印 児童生徒の（事故の種類）について（報告） このことについて下記のとおり報告します。 記 1 事故関係者氏名（またはその範囲、人員等） 2 事故発生の日時及び場所 3 事故の概要（発見の事情及び経過等） ※ けがの場合はその程度についても記入 4 応急処置 5 特に考えられる動機または原因 6 事故発生による校内外の動静 7 今後の対策 8 校長所見 ※ 交通事故、学校事故、水難事故等のときは、事故現場図を添付すること	文 書 番 号 令和 年 月 日
--	-----------------------------

2 麻しん・風しんの発生及び措置状況の報告

- (1) 欠席等の連絡があった場合、速やかに電話で連絡の上、FAX〔様式1〕により報告する。
- (2) 診断確定後、学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力する。
- (3) 集団発生し、臨時休業等の措置をとった場合、速やかに電話で連絡の上、FAX〔様式2-1〕により報告する。（学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」にも入力する。）

保 健 所

学校 → 当該教育委員会 → 西北教育事務所 → 県教育庁スポーツ健康課

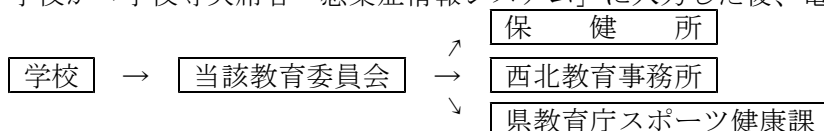
※ (1)、(2)とも、必ず学校医の指導を受ける。

【参考】「青森県麻しん・風しん対策ガイドライン（学校・保育所編）」平成20年9月5日（平成27年3月31日一部改正）

3 集団かぜ（インフルエンザ様症状）、新型コロナウイルス感染症の措置状況の報告

(1) 集団かぜ（インフルエンザ様症状）の発生により閉鎖措置をとった場合

学校が「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力した後、電話により報告する。

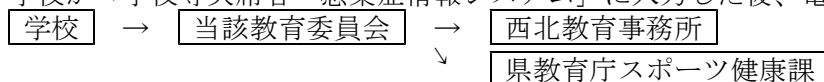


※ 必ず学校医の指導を受ける。

【参考】「インフルエンザ等の予防について」令和4年4月1日付青教ス第1号

(2) 新型コロナウイルス感染症の発生により閉鎖措置をとった場合

学校が「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力した後、電話により報告する。



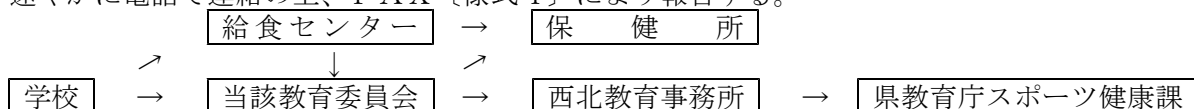
※ 学校は各市町教育委員会の指示に従う。

【参考】「県立学校版新型コロナウイルス感染症Q&Aの追加・変更等について」令和4年10月7日付青教ス第757号

4 食中毒・経口感染症・異物混入等の報告

(1) 食中毒・経口感染症

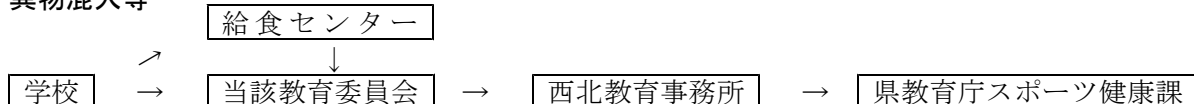
速やかに電話で連絡の上、FAX〔様式4〕により報告する。



※ 必ず学校医及び保健所の指導を受ける。

【参考】「学校給食における衛生管理の徹底について」令和4年4月1日付青教ス第3号

(2) 異物混入等



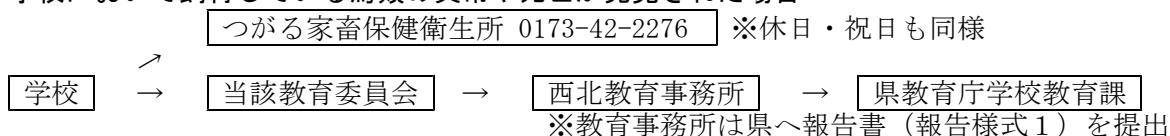
※ 電話等で速やかに当該教育委員会へ概況を連絡する。

※ 当該教育委員会は、事故報告書様式に準じて報告書を作成する。

※ なお、各市町の教育委員会あるいは関係部局において様式があるときは、これに従う。

5 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合の報告

(1) 学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合



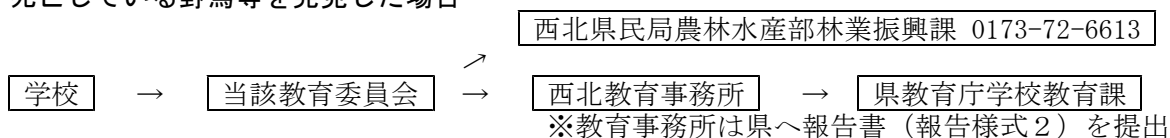
【報告の手順】

① 学校は、当該教育委員会とつがる家畜保健衛生所に電話等で速やかに概況を連絡する。

② 当該教育委員会は、西北教育事務所に電話等で速やかに概況を連絡する。

③ 教育事務所は学校教育課に電話等で速やかに第一報を入れ、報告書を作成して提出する。

(2) 死亡している野鳥等を発見した場合



【報告の手順】

① 学校は、当該教育委員会に電話等で速やかに概況を報告する。

② 当該教育委員会は、西北教育事務所及び西北県民局農林水産部林業振興課に電話等で速やかに概況を報告する。

③ 教育事務所は学校教育課に電話等で速やかに第一報を入れ、報告書を作成して提出する。

※ 学校は、(1)(2)のいずれの場合においても鳥に触れないようにして、電話等で速やかに当該教育委員会へ概況（発見日時、発見者、発見場所、飼育状況…5(1)、学校での対応等）について連絡する。

※ 当該教育委員会は、概況について西北教育事務所教育課へ連絡する。

【参考】「学校における鳥類の異常及び死亡に係る状況報告について」平成28年12月8日付青教育第1735号

<報告に係る様式について>

事故報告、麻しん・風しん、食中毒・経口感染等の報告に係る様式については、西北教育事務所ホームページに掲載されています。報告を要する事案等が生じた場合は、ダウンロードして活用してください。

〔様式1〕

令和 年 月 日

送 付 票

_____あて

学 校 名 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

担 当 者 _____

患者居住地	(市・町)		
学年(年齢)・性別	年 (歳)	男 ・ 女	
麻しん・風しんワクチン接種歴	あり ・ なし ・ 不明		
発症年月日	令和 年 月 日		
発症後の最終登校年月日	令和 年 月 日		
医療機関受診の有無	あり ・ なし 受診医療機関名 ()		
診断年月日	令和 年 月 日		
主症状 (該当するものに○をして下さい)	(麻しん(はしか) ・ 風しん) 1、発熱 2、咳 3、鼻汁 4、くしゃみ 5、結膜充血 6、眼脂 7、発疹 8、その他 ()		
通学方法 (該当するものに○をして下さい)	1、徒歩、自転車 2、自動車(自動2輪も含む) 3、電車 (線 駅～ 駅) 4、バス (線 ～) 5、その他 ()		
クラブ・部活動等の状況			
備考：他の児童生徒について同様の症状がある場合、人数・健康状況等について記入してください。			

〔様式 2 - 1 〕

(麻しん ・ 風しん) の発生及び措置状況

※【新規発生・継続発生・再発生】

学 校 名	立 学校	校 長 名			TEL	-	-
届出年月日	令和 年 月 日 ()	担当者名			FAX	-	-
措置対象集団の罹患状況 (措置がとられる直前の状況について計上する。対象の学年、 学級が複数の場合は合計数を記入する。)			B 患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。)				
A 在籍者数	名		学年組	在籍数	患者数	欠席者数 (出席停止者数)	遅刻・早退
B 患者数 (欠席・遅刻・早退を含む)	名						
C 欠席者数 (再掲：出席停止者数)	(名)		年 組			()	
D 遅刻・早退者数	名		年 組			()	
患者数、欠席者数及び遅刻・早退者数は下記により計上すること。 (1) 患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及び罹患登校者数を含め計上する。 (2) 欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんでないことが明らかである場合は計上しない。 (3) 出席停止者数には、麻しん・風しんにより出席停止とされた児童・生徒がいる場合に再掲する。 (4) 出席停止とされた児童、生徒については、送付票〔様式 1 〕についても報告する。			年 組			()	
			年 組			()	
			年 組			()	
			計			()	
※措置状況 対象及び 期日	1 学校閉鎖		月 日～		月 日		
	2 学年閉鎖 (年)		月 日～		月 日		
	(年)		月 日～		月 日		
	(年)		月 日～		月 日		
	3 学級閉鎖 (年 組)		月 日～		月 日		
(年 組)		月 日～		月 日			
(年 組)		月 日～		月 日			
(年 組)		月 日～		月 日			
※ 学校医の指導		受けた 受けていない					
※ 保健所への連絡		連絡した 連絡していない (市町村立学校については市町村教育委員会・県立学校については県教育委員会が記入する)					

※該当事項を○で囲み、必要事項を記入する。

〔様式4〕

食中毒・経口感染症等の報告

報 告 者 (教育事務所が記入)		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)							
		発 信 者 西 北 教 育 事 務 所 (職・氏名)							
		緊急連絡先 (TEL)				(FAX)			
報 告 者 (教育委員会が記入)		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)							
		発 信 者 教 育 委 員 会 (職・氏名)							
		緊急連絡先 (TEL)				(FAX)			
報 告 者 (学 校 が 記 入)		発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報)							
		発 信 者 立 学 校 (職・氏名)							
		緊急連絡先 (TEL)				(FAX)			
学 校 名		立 学 校 校 長 名							
発 生 日 時		令和 年 月 日 () 時 分							
児 童 生 徒 の 罹 患 ・ 通 院 の 状 況	学校が複数にわたる場合は 学校毎に記載		児童生徒の罹患状況 (月 日現在)						おもな症状
			欠席者		出席者		患者 合計	延べ 患者数	症状はある が通院して いない
	入院	通院	通院						
	学年	在籍							
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
6									
計									
措 置 状 況	学 校 医 の 指 示 事 項								発 生 の 状 況
	学 校 が と っ た 措 置								
	市町村教育委員会がとった措置								
	保健所の指示								
そ の 他 参 考 と な る 事 項									

※学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。